

2020 年度
関西福祉科学大学大学院
社会福祉学研究科
臨床福祉学専攻

修士論文題目

児童館におけるソーシャルワーク機能に関する研究
-児童館職員が学童期の支援で抱く困難さを手がかりにして-

指導教員（ 畠中宗一 ）

社会福祉学研究科臨床福祉学専攻

学生番号 11910003 氏名 中山慶紀

目次

はじめに	1
第1章 子どもの健全育成における児童館の必要性	3
第1節 学童期の健全育成を支える放課後支援の広がり	3
第2節 児童館の概要と独自性	6
第3節 子ども家庭福祉における児童館の位置づけ	8
第2章 児童館支援で求められる専門性	11
第1節 児童館における保育の特性とソーシャルワーク機能	11
第2節 児童館で展開するソーシャルワーク支援の特徴	14
第3節 児童館実践における困難さへの着目	17
第3章 児童館職員に対するインタビュー調査	19
第1節 調査概要	19
第2節 M-GTAによる分析	22
第3節 分析のまとめ	43
第4章 考察	44
第1節 児童館の現状と学童期における保育の意義	44
第2節 児童館における伴走型支援	45
第3節 児童館支援とソーシャルワークの関係	46
おわりに	49
引用・参考文献	52
謝辞	55

はじめに

児童館は、戦後まもなく施行された児童福祉法によって「児童に健全な遊びをあたえて、その健康を増進し情操をゆたかにすることを目的とする施設」(第40条)と規定され、地域の0歳から18歳未満のすべての子どもたちを対象に、遊びを通した子どもの健全育成の一端を担う屋内型の児童厚生施設として創設された。

その後のわが国の発展における社会変化は、子どもが育つ環境を大きく変え、働き方の多様化をもたらした。核家族化の進行と共働き家庭の増加によって、保護者は仕事と育児の両立を保つことに追われるようになり、地域関係の希薄化が進むなかで、子どもたちが地域住民に見守られるような安心安全に遊ぶ場や機会を減少させた。また、子育ての孤立化が言われ、子どもや家庭が抱える問題は、一目では認知されにくい複雑で潜在化した問題になっており、子どもが過ごす生活に影響を与えている。窪田は、子どもの生活は、おとなの生活に大きく規定されていることから、おとなの生活が苦しくなったときは、子どもがその被害を受けてきたと述べ、おとなは、子どもの生活圏をはっきりとした意図と計画をもって、日常生活の場につくりだしていかなければならないと指摘している(窪田1975:100-104)。

こうした状況のなか、学童期の子どもの放課後を支える仕組みの必要性が言われ、1997(平成9)年に放課後児童クラブ(以下、学童保育)が法制化された。また、2012(平成24)年には、放課後等デイサービス、さらに近年では子ども食堂や学習支援などが各地で広がりを見せている。学童期の放課後を支えることは、本来、家庭が担うべき育児を代替し、子ども集団の遊びから身体能力や社会性、集団行動、コミュニケーション能力などその後の成長に大きく影響する基盤を養う大切な支援でもある。

以上を踏まえ、本研究では児童館における学童期を支えるソーシャルワークを考えることにした。児童館は、来館者を限定せず地域のすべての子どもを対象としている。少子化対策の一環や子育て支援のように家庭状況などを考慮して利用対象を限定する学童保育や放課後等デイサービスとは異なり、子どもたちの意思で自由に来館できるといった点に大きな特徴がある。そのため、子どもを中心とした発想による健全な育ちを前提に、18歳未満まで途切れのない連続した支援が可能である。特にライフステージの変化によって保育所などの福祉機関から学校という教育機関へと活動の場が移行するなかで家庭でも学校でもない地域の居場所として存在し、不登校の子どもや他の支援機関や活動から漏れてしまった子どもたちであっても利用することができることに児童館の独自性がある。また、保護者が気軽に子育ての相談ができることや、母親クラブのような保護者同士の交流ができる敷居が低いアクセスしやすい地域の児童福祉

施設でもある。

しかし、児童館はこうした放課後支援における重要な役割を担う施設でありながらも、学童保育の補助的な施設として位置づけられることが多い。西郷も、「児童館のアイデンティティが明確でないこと」や、児童館職員が「児童虐待や不登校、社会的引きこもり、非行児童や地域の要支援児童、ひとり親、障害児、子どもの貧困など支援が必要な子どもたちへの対応についてあまり意識されていない」（西郷 2017：30）ことが課題であり、現代における児童館の存在意義が大きく揺らいでいることを指摘している。

これらの児童館が持つ独自の機能を発揮するため、ソーシャルワークが求められている。なぜなら、現代における子どもの健全育成においては、遊びを通じた保育活動に加えて、子どもたちの日常を支え、地域の子育て支援の拠点、さらには地域活動の推進や次世代の育成をも担うという多様な役割が求められるからである。

八重樫は、児童館の多様な機能を発揮していくために、児童館職員にはジェネラリストソーシャルワーカーとしての役割が期待されるとしており（八重樫 2012：24-27）、西郷は子どもの日常生活を安定させる役割としてコミュニティワークが児童館には必要とし、それを担うソーシャルワーカー配置の省令化を提言している（西郷 2017：277-280）。また、2018（平成 30）年の児童館ガイドラインでは、職員体制と勤務環境の整備に関して、「児童福祉事業全般との連携が求められるため、『社会福祉士』資格を有する者の配置も考慮すること」と、ソーシャルワークの必要性が示されている。

しかし、児童館におけるソーシャルワークの必要性が多方面から言われているが、その多くが児童館にソーシャルワークを援用する形の議論が多く、児童館職員がどのように実践のなかで展開するのかには触れられていない。また、児童館は社会のさまざまなニーズが寄せられているなかで、多機能化が求められているものの、その専門性が不透明なことや遊びを通じた保育の支援に加えて、子どもや家庭が抱える問題への対応が増加しており、児童館職員は支援の困難さを抱えている現状が課題である。

そこで本研究では、児童館職員が日常の支援活動のなかで認識している支援の困難さはどのような場面で生じているのかその構造のプロセスを明らかにし、職員が認識している困難さを手がかりにして児童館実践に即したソーシャルワークを展開する児童館支援の方向性と課題について考察する。

本研究で用いる児童館支援とは、遊びの提供及び家庭や地域への働きかけ全般のことを指し、以下同様の意味として用いることとする。

また、支援の困難さへの着目は、児童館職員の専門性が明確でないなかで、子どもや家庭が抱える複雑な問題に対応する際には、おのずと目の前の子どもの把握だけではなく、子どもの生活全体を把握するソーシャルワークの支援が児童館職員には求められる。そのため、こうした専門的な知識・技術を有する支援を担うにあたって必然的に困難さを認識すると考えられるからである。

第1章 子どもの健全育成における児童館の必要性

本章では、今日の社会において児童館の必要性について述べるにあたり、子どもの健全育成を支えている児童館の概要と独自性、さらに各時代の社会情勢に影響を受けながら発展してきた児童館の歴史的な位置づけの変化について論じる。

第1節 子どもの健全育成を支える放課後支援の広がり

産業構造の変容に伴う社会変化は、子どもの放課後の過ごし方に大きな影響を与えた。核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化は、子どもたちが大人に見守られながら地域で遊ぶ機会を減少させた。また、テレビゲームなどの普及は、身体を動かす野外での遊びから、室内への遊びへと移行させた。こうした放課後の過ごし方の変容から、子どもの成長を育む支援体制の構築が求められるきっかけとなった。

子どもの健全育成における放課後支援の必要性は、高度経済成長を迎えた1950年代ごろから指摘されるようになり、1960年代に入ると当時の厚生省・文部省によって事業が開始された（図1）。ここでいう健全育成とは、「すべての子どもの生活の保障と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てる」¹⁾ ことであり、「次代を担う子どもたちの心身の健康と福祉を増進し、自己実現を図ること」（一般財団法人児童健全育成推進財団 2014：29）を目的として、すべての子どもを対象に保護者や地域の人たちと共に行う取り組みや活動の総称として用いられている。

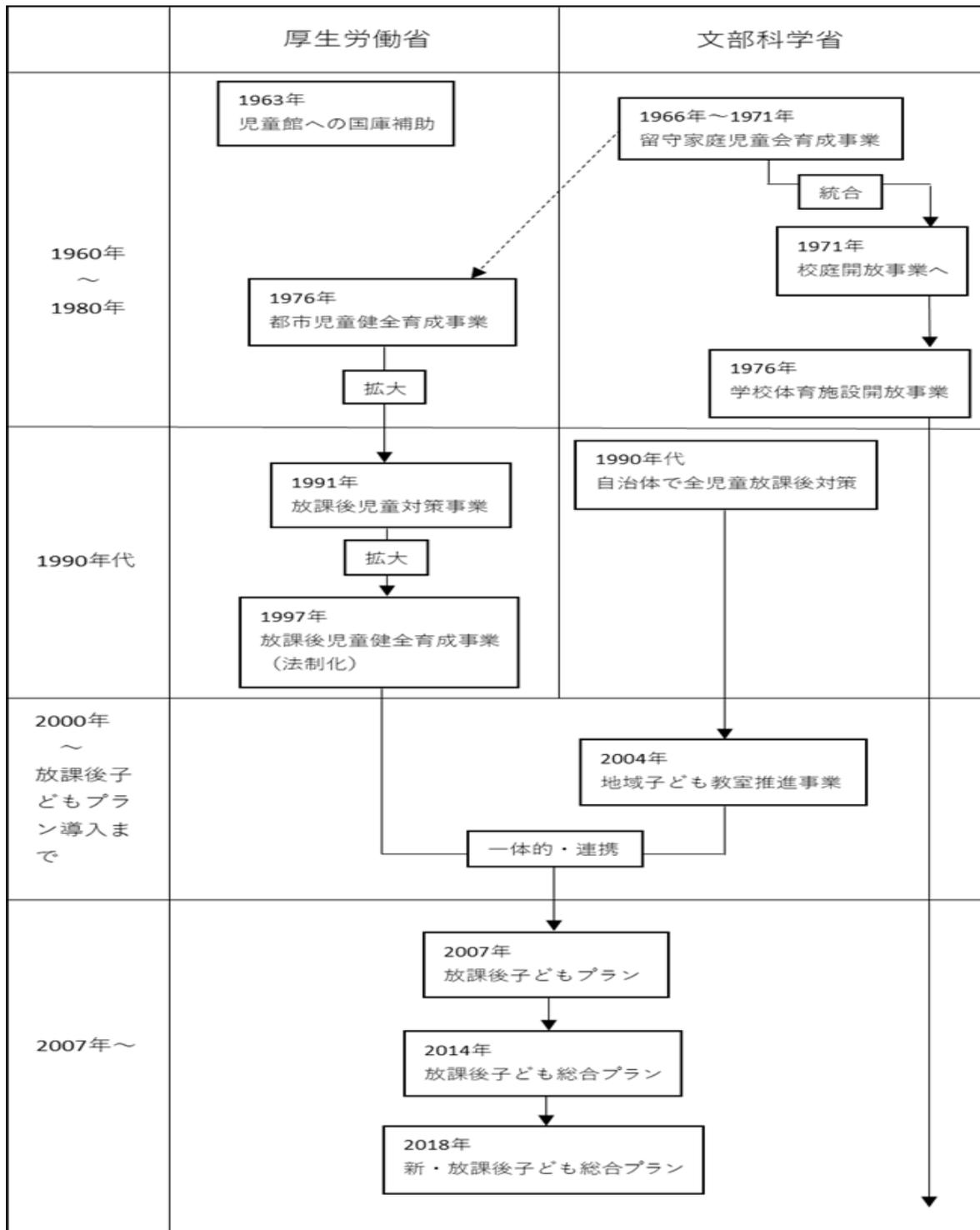


図1 放課後児童対策の変遷

出典：三根佳祐（2011）『わが国における放課後児童対策の展開』大阪経大論集・第62巻第2号,p.165を一部改変。

1966（昭和41）年に、今日の「放課後児童クラブ」（以下、学童保育）の前身である「留守家庭児童会育成事業」が文部省の管轄によって、学校から帰宅後、家に保護者がいない小学校児童を対象とした留守家庭支援がはじまった²⁾。今日では、児童館や学童保育、放課後子ども教室などの公的な事業にあわせて

子ども食堂や学習支援などの民間活動など、多様な事業や活動が各地域の状況にあわせて実施されている（表1）。

表1 子どもの放課後支援の取り組み

事業名	事業内容
児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等を行う。
児童遊園	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする屋外型児童厚生施設。地域における児童に対し、健全な遊びを通して、集団的、個別的指導を行い事故の防止に資するとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有する。
放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
放課後子ども教室	放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。
子どもの学習支援事業	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。
放課後等デイサービス事業	学校の授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
日中一時支援	障害者等（障害児を含む）の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、実施主体である市町村が地域のニーズに応じて、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること。

出典：社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会（2018）『総合的な放課後児童対策に向けて』参考資料3を一部改変。

厚生労働省（2019）によると、学童保育の実施数は25,881か所（前年比553カ所増）であることや、児童館は4,477か所³⁾、子ども食堂は3,718か所で実施されており⁴⁾、放課後支援の活動が多岐にわたって広がりを見せていることが分かる。

このように放課後支援の要望とともに全国に広がりを見せているなかで、い

くつかの課題も表面化している。厚生労働省（2019）によると学童保育の待機児童は全国で1,8261人となっており、職員の人材不足などの課題と相まって対応できていない状態がある。さらに、放課後支援を必要としている子どもたちが抱えている生活問題の多様化も挙げられる。植木ら（2017）の調査によると⁵⁾、児童館に子どもから寄せられる主な相談内容は、「友人とのつきあいに関すること」、「遊びに関すること」、「学校に関すること」、「家族に関すること」、「自分自身に関すること」などが多く、家庭内の問題やいじめ、不登校、虐待、貧困などの問題への対応や、保護者支援、他機関との連携、地域での見守り活動の強化など、放課後支援において多様な役割が求められるようになっている。

第2節 児童館の概要と独自性

放課後支援がさまざまな事業形態による拡充が進められてきたなかで、児童館はその中心的な役割を担ってきた。児童館の歴史は、1947（昭和22）年の児童福祉法の制定まで遡り、戦後の混乱期に0歳から18歳未満のすべての子どもを対象に「児童に健全な遊びをあたえて、その健康を増進し情操をゆたかにする」（児童福祉法第40条）ことを目的とした屋内型の児童厚生施設として創設された。今日の児童館は、それぞれの地域の特性や規模に合わせて小型児童館、児童センター（大型児童センター）、大型児童館（A型、B型）の5つの種類に分けられている（表2）。

表2 児童館の種類

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館	
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館
事業	すべての子どもたちと子どもに関わる大人たちの地域活動の拠点・居場所としてのさまざまな事業	左記の事業に加えて児童の体力増進をはかり、心身ともに健全な育成を図る事業		県内全域を対象に、モデル事業や中高生対象事業、指導者の養成、地域児童館育成等を図る	
職員	児童厚生員2名以上	児童厚生員2名以上 体力増進指導者	児童厚生員2名以上 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2名以上	
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上
設備	集会室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備。必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室等	+年長児童用設備 (例えばスタジオ、トレーニング室、小ホール等)		+研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等	+児童館設備、宿泊室、食堂、浴室、キャンプ設備 必要に応じ、移動児童館車両

出典：児童健全育成事業団『児童館の種類』と東京都調布市『全国の児童館の状況』をもとに作成

https://www.jidoukan.or.jp/old_contents/new/uploads/maruwakari_6.pdf. 2020. 4. 12
<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1468560411406/files/shiryuu5-3.pdf>. 2020. 4. 20

また、2018（平成 30）年に厚生労働省から示された「児童館ガイドライン」では、児童館の特性として以下の 3 点があげられている（表 3）。

表 3 児童館の特性

① 拠点性	子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。
② 多機能性	児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらの事について子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。
③ 地域性	児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

出典：厚生労働省（2019）「児童館ガイドライン」をもとに作成。

児童館の特性は、①拠点性、②多機能性、③地域性がある。児童館における放課後支援は、対象を限定せず地域に暮らす全ての子どもたちが、自らの意思で好きな時間に来館・帰宅し、児童厚生員や地域住民などの幅広い年齢層の大人がいるなかで安心・安全に遊ぶことができる地域の居場所となる特徴がある。また、遊びの場を通して子どもたちやその家庭が抱える問題を素早くキャッチでき、各ライフステージにおいて切れ目のない継続した支援につなげることができる。さらに館内での健全育成にとどまらず、関係機関と連携して、子どもの健全育成を支える地域づくりといった環境整備も担っている。

一方、今日の放課後支援で多くを占めている学童保育は、留守家庭児童対策を目的としており、利用要件を満たしている家庭状況の子どもに限定しているため選別主義的な側面がある。そのため子どもの意思ではなく、保護者の仕事や家庭状況などによって学童保育の利用を強いられるケースが多い。小学校から中学校、高等学校へと学年が上がるにつれて利用できる放課後支援事業は少なくなり、支援を必要としている子どもや保護者との関係が途切れてしまうこともある。

こうした他の放課後支援と児童館の特徴からその独自性について表 4 のように整理することができる。

表 4 児童館が持つ独自性

児童館の独自性	内容
① 対象の非限定	児童館の対象は、0歳から18歳までの全ての子どもとその保護者であり、家庭状況や障がいの有無などに関係なくすべての子どもが利用できる。そのため、他の放課後支援から漏れてしまった子どもたちであっても利用可能な施設である。
② 子どもの自己決定の尊重	自由来館する子どもたちはまず、「行くか？・行かないか？」「いつ行くか？」といったように自ら選択する機会が他の放課後支援に比べて多く保障されている。そのため、小さな選択を行っていく過程の中で、自分がしたい遊びなどを主体的に取り組むことが可能である。
③ 途切れのない連続した関わり	0歳から18歳までの子どもたちのライフステージが（幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校）と移り変わっていく期間に、途切れなく連続的に子どもたちの発達や成長に関わることができる。
④ 地域の拠点	子どもたちだけでなく、乳幼児の母親やボランティアなど幅広い年齢層の方が来館できる敷居の低い施設である。また、乳幼児と中高校生など異世代交流の機会や、次世代を育てる取り組みも可能であるため、地域の子どもの健全育成の拠点として役割を果たしている。

出典：一般財団法人 児童健全育成推進財団（2015）「児童館論」p.23-26をもとに作成

このように、わが国の放課後支援は留守家庭児童対策を主たる目的としているため、利用にあたっては、保護者の意向が影響される。一方で児童館は、利用対象を限定せず、地域全ての子どもや保護者、地域住民が利用できる「敷居の低い」施設であることに独自性がある。「来館する・しない」の判断は子どもによる選択であることから、子どもの個を尊重した考えを前提に支援プログラムが考えられている。さらに、児童館は地域の誰もが来館できる開かれた施設として利用可能であるため、0歳から18歳未満までの子どもを対象とした取り組みにあわせて、保護者を対象とした子育て支援やボランティアなどの地域住民を巻き込んだ仕掛けを企画でき、地域全体の子どもの健全育成を実施する拠点として中心的な役割を果たすことが期待されている。

第3節 子ども家庭福祉における児童館の位置づけ

既に述べたように、児童館は、戦後児童福祉法によって創設されたが、時代ごとの社会状況や児童福祉に関する考え方に影響を受けるなかで、その役割と位置づけも少しずつ変化しながら今日に至っている。

植木（2017）は、児童館における歴史的展開を4つに区分して整理している（表5）。

表 5 児童館の健全育成における歴史的な位置づけ

児童館における健全育成		健全育成の概念
I 期（1974～1962年） 非行児童から一般児童対策へ	一般児童対策 児童福祉法の「すべての児童を対象」とする基本理念を体現する児童福祉施設として法的に位置づけられ、戦災孤児や浮浪児などの救済と非行予防を目的として「保護的な視点を重視」することからはじまった。	予防機能
II 期（1963～1973年） 留守家庭児童対策の追加	留守家庭児童対策 児童館数の促進と一般児童対策の普及が進められた。一方で、1966年に通知された「留守家庭児童会育成事業補助要綱」において、学童保育を児童館で行う方針が示されたことなどにより、児童館が担ってきた一般児童対策の健全育成のなかに留守家庭児童対策の役割を担うようになった。	
III 期（1974～1993年） 家庭対策	家庭対策 児童福祉において家庭対策の強化が図られるなか、健全育成による一般児童対策を行っていた児童館においても家庭対策の役割を求められ、地域の子育て支援の中心的な役割が期待された。	保護機能の追加
IV 期（1994年～） 少子化対策の追加	少子化対策 少子化対策としての次世代育成や子育て支援、地域の子育て支援の拠点などが児童館の役割に追加されていくなかで、健全育成の対象となる家庭は、「すべての子育て家庭」から「支援を必要とする家庭」へと選別主義の要素が強くなった。	保護機能の拡大

出典：植木信一（2017）「児童館における健全育成概念の変遷」人間生活学研究，第8号，p.59を一部改変。

児童館は、1947（昭和22）年に制定された児童福祉法の「すべての児童」を対象とする考えを体現し、「遊び場」の保障を通して子どもたちの心身の発達を支える児童福祉施設として法的に位置づけられた。しかし、高度経済成長期には、核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う留守家庭児童への対応が求められるようになり、健全育成にあわせて留守家庭児童対策としての役割が期待されるようになった。

1970年代は、ベビーブームによって子どもの数が増える一方で、児童虐待や不登校、DV（ドメスティックバイオレンス）といった家庭における潜在化した問題が次第に社会問題化していく。そのため、児童福祉において家庭支援の必

要性が認識されるようになり、地域の子育て支援としての役割も担うようになった。さらに、1989年に国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されたことによる影響も大きい。これまでの「保護的な視点を重視」したウェルフェア(welfare)の考えから子どもの自己実現に向けた育ちを支える新たなウェルビーイング(well-being)の考えへと転換し、子どもの最善の利益の追求と、子どもの福祉において家庭を一体として捉えることが支援における基本的な視点となった。

1990年代以降は、いわゆる「1.57ショック」によって児童福祉施策は少子化対策にシフトする。1994年(平成6)年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定されたことを皮切りに、さまざまな子育て支援施策が実施されており、児童館においても学童保育を一体的に実施するなど家庭の補完的機能を担う施設が増えている。

このように、児童館の歴史は、社会変化に伴う子どもと子育て家庭への課題に対応するなかで発展してきたといえる。しかし、わが国の放課後支援は、留守家庭児童対策のように子育て世代の働き方や保護者の支援に焦点を当てた施策が中心として実施されてきた傾向が強い。こうした反省を踏まえ、2010(平成22)年に示された、「子ども・子育てビジョン」では、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」などを基礎理念として「子どもが主人公」という支援の転換が目指されている⁶⁾。

児童館は、子どものウェルビーイングの考えを前提にして、放課後の自由来館でくる子どもや保護者への対応を担うなかで、来館者が抱える多重に絡み合い複雑さを増した問題に対して、児童館の独自性を活かして支援していくことが求められる。

第2章 児童館支援で求められる専門性

本章では、児童館支援の専門性について考えるにあたり、まず保育という観点から児童館の放課後支援のアイデンティティについて検討する。また、保育ソーシャルワーク研究と児童館におけるソーシャルワーク研究を比較するなかで児童館職員が展開するソーシャルワーク支援の特徴を整理する。そして、本研究において児童館職員が認識する困難さへ着目した意義について述べる。

第1節 児童館における保育の特徴とソーシャルワーク機能

前章でも述べた通り、児童館は戦後の混乱期に0歳から18歳未満のすべての子どもを対象に「児童に健全な遊びをあたえて、その健康を増進し情操を豊かにする」(児童福祉法40条)ことを目的とした児童厚生施設として創設された。社会変化に伴うニーズに対応するなかで放課後支援を担う重要な役割を担ってきたが、今日では学童保育の補助的な施設として位置づけられることが多い。その理由として、西郷(2017)は、「児童館のアイデンティティが明確でないこと」や、児童館職員が「児童虐待や不登校、社会的ひきこもり、非行児童や地域の要支援児童、ひとり親、障害児、子どもの貧困など支援が必要な子どもたちへの対応についてあまり認識されていない」(西郷2017:30)ことを指摘しており、改めて児童館の独自性を生かした支援の必要性を指摘している。

児童館は、児童厚生施設でありながら保育という側面を強くあわせ持った施設であるといえる。児童厚生施設には「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設置基準及び運営に関する基準38条)として児童厚生員の配置が定められているが、児童厚生員になるための該当資格として、保育士や教員免許が求められている。本節では、「児童館のアイデンティティ」を考えるにあたり、保育という観点から多様化する社会における児童館の独自性を生かした支援について考察する。

保育の定義については、明確に定められてはいないが、保育所保育指針解説書によると「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと」とされている。ここで用いられている「養護」と「教育」に関して全国保育士会は、『『養護』とは子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことをたすける営み』であり、『『教育』は、知識を伝える・教えることだけでなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味・関心を引き出すことである』としている。つまり保育とは、子どもの発達特性を理解し、子どもの自己実現に向けた主体的な営みを支える「養護」と感情や人間関係、健康の増進、言葉の育ち、自我の芽生えなどを支える「教育」とを一体にした支援を行うことである。

このような「養護」と「教育」を一体となって支援することは、児童館にお

いても共通した役割と機能としてとらえることができる。児童館ガイドラインでは「養護」と「教育」を一体とした支援について表6のように示されている。

表6 児童館ガイドラインで記載されている養護と教育の一体的支援

児童館の役割・機能	児童厚生員に求められる支援
① 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進	子どもの発達特性を理解し、子ども自ら遊びを見つけ、楽しく過ごせるように支援するなかで子どもの自主性や社会性、創造性などの育みを支えることが求められる。
② 子どもの安定した日常の生活の支援	遊びの拠点や居場所になることで、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図り、子どもの安定した日常の生活を支援する。そのため、子どもの心理と状況に気づき、子どもと信頼関係を築くことが求められる。
③ 子どもの安全に配慮した環境構成	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・ケガの予防 事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し計画や実施方法について整える。 ・アレルギー対策 アレルギー疾患のある子どもの利用にあたっては、保護者と協力して適切な配慮に努める。 ・感染症対策 感染症の発生状況について情報収集し予防に努める。必要に応じて、市町村や保健所に連絡し二次感染を防ぐ。
④ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応	子どもとその家庭が抱える可能性がある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、子どもや保護者の様子を観察することや、差異を感じ取ることが求められる。
① 子育て家庭への支援	子育て家庭に対する相談・支援を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。その際、地域や家庭の実態を考慮し、保護者の気持ちの理解と自己決定を尊重しつつ、信頼関係を築くことが求められる。
⑥ 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担う。そのため、ボランティア団体や地域組織活動と連携し地域で支え合う環境づくりに協力することが求められる。

出典：厚生労働省（2019）「児童館ガイドライン」をもとに一部抜粋、改変して作成。

児童館における「養護」は、子ども自ら選択した遊び及び過ごし方を通して居心地の良い地域の居場所になるために安全面や衛生面など環境を整え、子どもの発達を支えることである。また「教育」においては、遊びや生活、子育て支援のなかで、心身の発達をはじめ、社会性、人間関係、自我の芽生えなど健康や日常生活に必要な習慣や態度を身につける力を育む役割を果たしている。このように、乳幼児から高校生までの幅広い年齢層の子どもの健全育成を目的

とした児童館においても「養護」と「教育」を一体とした「保育」が提供されなければならない。さらに、金子（2008）によると保育所による保育特性を援用すれば、児童館の保育特性を以下の図2のように表すことができる。

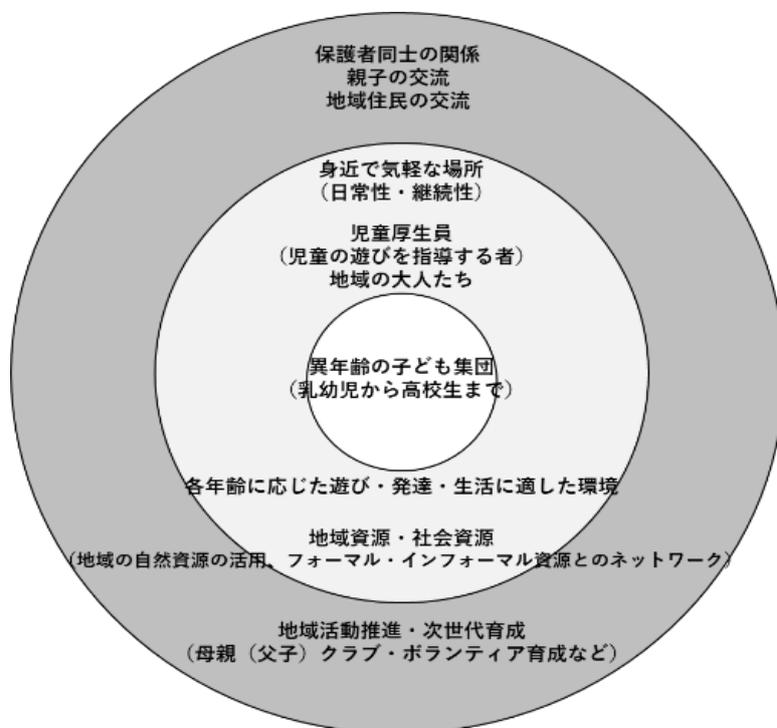


図2 児童館の環境から見た保育特性

出典：金子恵美（2008）「保育所における家庭支援—新保育所保育指針の理論と実践—」
 社会福祉法人全国社会福祉協議会 p.47 をもとに一部改変して作成。

児童館においては、子どもが主体的に育つことができる環境のなかで支援が展開される。その中心にるのが異年齢の子どもの集団であり、子どもたちが自ら選択した遊びや過ごし方を尊重するなかで居心地の良い居場所となり、継続した放課後支援を行っている。また、子どもの発達を理解している児童厚生員がいることから、子どもたちへの直接的な支援にとどまらず、保護者支援や子育ての相談にも対応できることが想定できる。さらに、社会資源との連携や地域活動推進、次世代育成などを通して、子どもの健全育成を担う地域の拠点となるような働きかけの可能性も位置づけることができる。

以上を踏まえて、児童館のアイデンティティは、保育の観点を備えた放課後支援である。特に、学童期においては、家族との相互関係や学校での学習の機会や同学年との交流以外にも、社会的自立につながる活動の機会の保障といった支援が求められている。児童館は、子どもが遊びの時間を過ごす場所だけではなく、子どもの生活のなかで保育の観点をもった支援を機能させる場所であることが必要である。また土田は、「保護者のウェルビーイングと子どものウェルビーイングのかかわりの中で生育環境を最適なものにするためには、子ども

に対する働きかけだけでなく、親をはじめとする子どもの環境への働きかけが必要となる」と述べており（土田 2012：101）、子どもとその保護者を取り巻く環境へのアプローチの視点として、「人と環境への働きかけはソーシャルワークの視点」であるとしている（土田 2012：101）。保育のなかで、家庭状況や学校生活、成育歴、人間関係、地域とのつながりなど子どもの生活全体を捉える必要があり、こうした子どもを取り巻く環境に働きかけていくなかで人と環境を調整するソーシャルワークが求められている。

児童館支援のなかで、こうした子どもへの働きかけにおけるソーシャルワークの視点は、今や必要不可欠のものである。しかし、児童館にソーシャルワーク論を押し付けた必要論ではなく、あくまでも保育に軸足を置き、子どもの日常生活を安定させるために、子どもを取り巻く環境に働きかけていくというソーシャルワークを児童館の働きかけのなかで具体化させていくことが今日求められている。

第2節 児童館で展開するソーシャルワーク支援の特徴

ここまで、児童館と保育の関係について述べてきた。本節では、保育という共通の専門性を有している保育ソーシャルワーク研究と児童館におけるソーシャルワーク研究を比較するなかで、児童館職員が実践するソーシャルワーク支援の特徴について整理する。

伊藤によれば、保育ソーシャルワークについての研究が取り込まれるようになった時期は1990年代後半頃である（伊藤 2014：i）。さらに2003（平成15）年の保育士資格の国家資格化に伴う児童福祉法の改正によって保育士の責務に保護者に対する支援が法的に位置づけられたこともあり、保育現場におけるソーシャルワークに関する研究が徐々になされるようになってきた。これまでの保育ソーシャルワーク研究を概観したものとして、山本（2015）による論文発行年および件数から先行研究の動向を整理したものがあある。それによると、「保育とソーシャルワークを関連させた先行研究はその主たる担い手、対象、実践の場、保育士の位置づけ、ソーシャルワーク機能などについて一貫性があるわけではなく、保育実践における『ソーシャルワークの必要性』を根拠に、多方面から論じられている」という課題を挙げている（山本 2015：3）。多様な議論がある中で、伊藤ら（2012：5）は保育ソーシャルワーク研究を展開するにあたって、「ソーシャルワーク論の保育への単なる適応ではなく、保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論、実践」、「保育現場の現状や保育者の感覚にフィットした理論と実践モデル」の重要性を示し、現場実践をもとにした実践研究の成果を保育現場に還元していくことが現在の保育ソーシャルワーク研究の責務であるとしている。

続いて、研究対象と内容に目を向けると、保育ソーシャルワークに関しては保育所を想定した論考が多く、保育所での保護者支援への対応としてソーシャルワークを言及しているものが多くを占めている。中谷ら（2015）の研究では、

保護者支援に関する先行研究を整理する中で、保育所の保護者支援において、子育てに関する相談よりも子育て以外の生活課題への対応が多いことを指摘しており、小口（2018）も大阪府内の保育所を対象とした保護者支援に関する実態調査によって、保育士が対応している子育て以外の生活課題として「保護者の精神面の問題」、「経済的な問題」「家族関係の問題」などを挙げている。これらが示している保護者が抱えている生活困難は、保育所に通園している乳幼児期の子育てを行っている保護者固有の課題ではなく、保育所を卒園したのちの学童期においても課題を継続して抱えていることが予想される。現在、小学校、中学校においては、主に巡回型のスクールソーシャルワーカーが配置されるようになり、教育現場でのソーシャルワークの広がりもそのためである。

こうした現状のなかで、学童期の放課後支援を担う児童館でのソーシャルワークも想定されるが、児童館におけるソーシャルワークに関する研究は少ない。先行研究を概観すると、①児童館においてコミュニティワークを担うことの必要性を述べたもの（西郷：2017）や、②児童厚生員のソーシャルワークスキル向上に関する論考（服部：2007）（吉澤：2007）（八重樫：2012）（奥 森内：2015）（荒川：2018）、③児童館のソーシャルワークに関する実態調査（所：2009）の3点に整理することができる。西郷は、児童館にソーシャルワーカーを配置することの省令化を提言している（西郷 2017：279-280）ように、児童館におけるソーシャルワーク研究においても、保育ソーシャルワーク研究と同様にソーシャルワークの必要性についての論考が多くを占めている。

そのなかで八重樫は、児童館に関する先行研究から図3のように児童館の機能を整理している（八重樫 2012：25）。児童館には4つの機能があり、ミクロレベルの「子育て支援機能」と「子育て支援機能」、メゾレベルの「地域活動促進機能」、マクロレベルの「子育て・子育て支援体制づくり機能」である。なお「子育て支援機能」には、遊びをとおした子育て支援と子どもの生活安定を図る支援がある。これらから、児童館は保育所と異なり、目の前の子どもや保護者へのミクロの支援にとどまらず、「地域活動推進機能」や「子育て・子育て支援体制づくり機能」といった子どもや保護者を取り巻く地域の環境を調整するメゾ・マクロの支援を担うことが期待されている。また、児童館の働きを機能させるための方法として、ジェネラリスト・ソーシャルワークを包括的な援助技術として位置づけている。さらに、ミクロレベルの「子育て支援機能」と「子育て支援機能」には、プレイワーク（発達支援）やケアワーク（保育・学童保育）を支援方法として位置づけており、保育所の機能と同様の子どもと保護者へのケアワークを提供している児童福祉施設であることが分かる。したがって、前節でも触れたように、保育を軸足においたソーシャルワークの支援が児童館においても展開可能であることを示している。

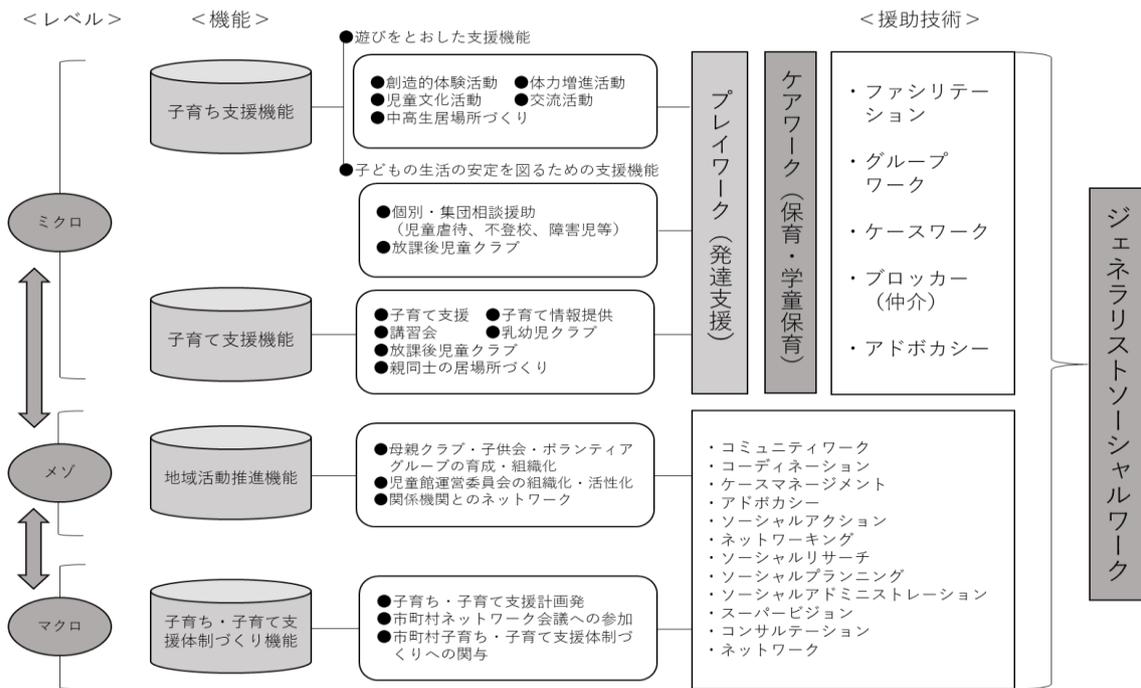


図3 児童館におけるソーシャルワーク機能

出典：八重樫牧子（2012）『児童館の子育て・子育て支援－児童館施策の動向と実践評価－』相川書房，p.25をもとに一部改変。

児童館は保育所や学校などの通所型の施設とは異なり、公園などと同じように不特定多数の幅広い年齢層の利用者が来館する利用施設である。そのことについて服部は「中間施設としての児童館は、問題解決の直接機関とはなりえないが、自由さ、敷居の低さ、対応の柔軟さなど、施設としての利点を生かして、多様な子ども、家庭支援ができるものと考えられる」（服部 2007：89）としている。このことは、利用者である子どもやその保護者との緩やかな関係のなかでアプローチしていく特徴を示している。また服部は、「公の施設の立場を生かして、他の公の施設に橋渡しができることも強みである」と述べており、他の専門機関への情報提供などを通して、関係機関と連携した支援が展開できる可能性を指摘している。

以上を踏まえ、地域に開かれた児童福祉施設であることや地域のさまざまな子どもや家庭が抱えている問題に気づく役割が児童館にはあるといえる。そのような強みを有している児童館で展開されるソーシャルワークの範囲を児童期のライフステージと照らし合わせて考えると図4のように表すことができる。就学前児童から学童期といったライフステージごとに展開される保育ソーシャルワークやスクールソーシャルワークとは異なり、0歳から18歳未満の成長段階に応じながら、子どもを取り巻く環境への継続的な支援が特徴として示すことができる。こうしたことから、他の機関とは異なる児童館の特性として、遊びの場を通して子どもたちやその家庭が抱える問題を素早くキャッチでき、子どもの各ライフステージにおいて切れ目のない継続した支援につなげられる

ことが挙げられる。

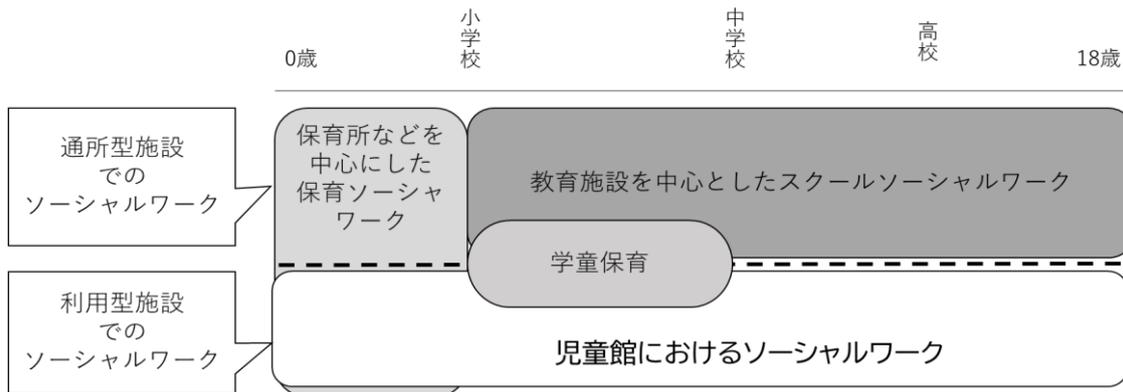


図 4 子どもの年齢層からみたソーシャルワークの実践範囲

筆者作成

第3節 児童館実践における困難さへの着目

これまで述べてきたように、児童館実践の現場において、子どもの生活の安定を目指すなかでソーシャルワーク機能が必要とされており、そこで支援する児童厚生員にもソーシャルワークを展開する力量が求められている。

しかし、児童館支援を担う児童厚生員になるための資格要件には、保育士や教員免許などの資格が定められており、一定期間の児童福祉や教育分野での実務経験が有していることで、特に試験などもなく児童厚生員になることができる⁷⁾。また、一般財団法人児童健全育成推進財団は独自の資格制度として認定児童厚生員資格を設けているものの、公的な資格制度にまでは至っておらず、それに特化した専門的な養成が行われているわけではない。そのため、多くの児童厚生員は、児童館で働き出してから仕事内容を理解しながらスキルを身につけていくことになる。

このように、働き出すまで児童館実践のイメージがつきにくい状態であるにもかかわらず、児童厚生員にソーシャルワークの必要性を求めることに課題がある。つまり、児童厚生員に至るまで、ソーシャルワークに関する専門的な内容に触れる機会が限られており、体系的な援助技術としてのソーシャルワークが習得できない環境におかれている。そのため児童厚生員は、児童館において多様な問題に直面し、支援機能を発揮しようとするほど、ソーシャルワークの活かし方に難しさを感じ、実施することに困難さを抱えていると考えられる。

そこで本研究では、児童館におけるソーシャルワーク機能を検討するにあたり、学童期の支援のなかで児童館職員が認識する支援の困難さに着目することにした。

久松は、個々によって差はあるものの、ソーシャルワーカーは何らかの困難性に直面していると述べている（久松 2013：6）。そのため、専門的な知識を有したソーシャルワーカーであっても支援の際に何らかの困難性に直面するなか

で、児童厚生員が子どもへの遊びを通じた直接的な関わりに加えて、子どもの背景にある福祉的な問題への支援を行うにあたっても必然的に支援の困難さを認識すると考えられる。また、尾崎は「ゆらぎ」を「実践のなかで援助者、クライアント、家族などが経験する動揺、葛藤、不安、あるいは迷い、わからなさ、不全感、挫折感などの総称である」とし（尾崎 2007： i）、社会福祉実践において、「ゆらぎ」に直面する場面は、援助者側に新たな支援の工夫や変化などが生じる場面であるとしている（尾崎 2007： viii-ix）。このことから、児童館実践において職員が困難さを認識する場面では、児童館の特性を活かした新たな視点での支援が求められている場面であるといえる。したがって、児童館職員が認識する困難さには、児童館に求められるソーシャルワークの要素が関連していると考えられる。そのため、次章では、児童館職員がどのような場面で支援の困難さが生じているのかを明らかにすることとする。

第3章 児童館職員に対するインタビュー調査

本章では、児童館職員が認識している困難さに着目し、児童館活動においてどのような場面で困難さを認識しているのかについてインタビュー調査を通して明らかにする。

第1節 調査概要

(1) 調査目的と調査方法

本調査の目的は、児童館職員が日常の支援活動において、認識している困難さはどのような場面で生じているのかそのプロセスを明らかにすることである。

本調査の協力者は、近畿圏内にあるY市とZ市にある児童館の2か所、各児童館2名ずつの計4名の児童館職員の方に協力を得て、インタビューを実施した。インタビュー法を選んだ理由として、「インタビュー法は、感情や思考、意図、過去の行動や未来の態度など直接観察できない事柄について、当事者の視点からその経験を理解し、その意味付けを捉えるうえで有効なデータ収集法である。(徳田 2019: 205)」とされており、本調査においても児童館職員が認識する困難さという感情や思考といった直接目に見えないデータに焦点を当てていることから、インタビュー法が適していると考えた。また今回は、インタビュー法のなかでも、聞いたかった事柄以外にも調査者と対象者との相互作用のなかで自由に語って頂ける(中畠 2015: 47-48)半構造化インタビューの形式で行った。

インタビューを実施するにあたっては、事前に大阪府内の児童館1か所に協力して頂き、館長と職員の方にわかりにくい表現がないか質問内容や方法に関する意見交換を行った。そして、①学童期の子どもへの支援について、②学童期の子どもへの保護者への支援について、③地域との関わりについて、④制度・政策についての質問項目と大まかな流れに関するインタビューガイドを作成してから調査を実施した。調査期間としては、2020年8月18日Y市の児童館、2020年8月27日Z市の児童館にインタビュー調査を行った。

(2) 分析方法

本研究では、半構造化インタビューで得られたデータを逐語録化し 質的研究の手法の一つである修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (Modified Grounded Theory Approach; 以下、M-GTA) を参考に分析した。M-GTA は、木下康仁が提唱した研究法であり、「データの解釈から説明力のある概念の生成を行い、そうした概念の関係性を高め、まとまりのある理論を創る方法」である(木下 2007a: 35)。また、木下は M-GTA の特性を 7 項目述べており、①グラウンデッド・セオリーの理論特性 5 項目と内容特性 4 項目を満たすこと、②データの切片化をしない、③データの範囲、分析データの設定、理論的飽和化の判断に

において方法論的限定を行うことで、分析過程を制御する、④データに密着した (grounded on data) 分析をするためのコーディング法を独自開発、⑤【研究する人間】の視点を重視、⑥面接型調査に有効に活用できる、⑦解釈の多重の同時並行性としている (木下 2003 : 44-45)。さらに M-GTA に適している研究として木下は①人間と人間が直接的にやり取りをする社会的相互作用に関わる研究であること、②領域としてはヒューマンサービス領域が適していること、③研究対象とする現象がプロセス的性格をもっていることの 3 点を挙げている (木下 2003 : 89-91)。

こうした M-GTA の特徴を踏まえ、本研究では、木下 (2003、2007) が提唱した M-GTA を採用した。その理由として①本研究は、ヒューマンサービス領域であり児童館活動を行うにあたって、児童館職員と子ども、その保護者、地域住民など社会的相互作用が存在している。また、取り扱う事象については児童館活動を担っている児童館職員がどのような場面や要因で困難さを認識しているのかといったプロセス的特性を有しているからである。また、②他のグラウンデッド・セオリー・アプローチとは異なり、M-GTA では、意味の解釈作業においてデータの切片化を行わず、データの中に表現されているコンテキストの理解を重視し、そこに反映されている人間の認識、行為、感情、それらに関係している要因や条件などをデータに即して検討していく (木下 2003 : 158)。そのため本研究では、児童館職員が抱く困難さに着目していることから、深い解釈を行う際には、認識や、行為、感情等をコンテキストから検討していく必要があるため切片化しない方法が適していると考えた。さらに、③M-GTA では、概念生成の作業に関して、独自に開発された分析ワークシート (表 7) を用いて概念を生成し分析を進めていく。その分析ワークシートは概念名、その定義、具体例、理論的メモで構成されており、データ解釈の思考プロセスを明確化し、分析過程を振り返りやすい。これらの理由から本研究は、M-GTA に適した研究であると考え、分析に用いることにした。

表 7 分析ワークシート

概念名	※転記した具体例を束ねる概念
定義	※転記した箇所の解釈
具体例 (ヴァリエーション)	※逐語録から意味のある箇所を転記
理論的メモ	※アイデアや疑問など解釈作業で「感じたこと」「気づいたこと」「考えたこと」を記入

出典：木下康仁 (2020) 「定本 M-GTA 実践の理論化をめざす質的研究方法論」医学書院, p113-115 を基に作成

註 8 : ※ = 記述する内容

(3) 分析の手順

まず、具体的な分析手続きとして、事前に同意を得てから IC レコーダーで録

音したインタビューデータを逐語録としてテープ起しを行った。次にそのデータを基に、概念の作成を行った。その際には、分析ワークシートを用いて、具体例(ヴァリエーション)、定義、概念名の順で記入し、概念生成作業で思ったことや感じたこと、着目点などに関しては理論的メモに記述した。分析ワークシートは概念ごとに作成している。

本研究の調査目的を踏まえ、分析テーマは「児童館業務のなかで児童館職員が困難さを有するプロセスの分析」と設定した。そのため、分析焦点者に関しては、「児童館職員」である。概念の作成は、逐語録から「児童館職員が困難さと認識している箇所」を抜粋し、分析ワークシートの具体例(ヴァリエーション)の欄に転記した。その後は、定義づけを行い、定義に沿った概念名を考えた。また、1人の対象者だけではなく、他の対象者の逐語録からも類似している文章について検討し、同様の解釈が可能な内容である場合には、概念の具体例(ヴァリエーション)に合わせることでひとつの概念として作成した。さらに、作成した概念と異なった解釈ができる内容については新しい概念を作成した。そして、複数の概念の作成が終えてから、意味内容が似た概念同士でまとめ、そのまとめた概念に名前をつけカテゴリーとした。次に、カテゴリーで何を示すことができたのかカテゴリーおよび概念の関係性を検討しながらストーリーラインを描いた。最後に、そのストーリーラインを根拠にして、結果図の作成に至った。このような一連の流れに関しては、表8の手順で行った。

また分析においては、分析の解釈が研究者の主観に偏たらないよう、研究者のトライアングレーションとして、指導教員とスーパーバイザー2名が加わり、データ分析、解釈等に対して複数の観点、複数の専門性を交えることにより妥当性を担保した。

表8 データ分析のプロセス

段階	分析内容	具体的な手続き
①データを基にした逐語録の作成		①分析視点の明確化 逐語データ作成
②概念化		②.③文脈・意味でのまとまりで、より高次の概念に変換
③カテゴリーへの統合		
④浮上概念および抽出カテゴリーの検討/修正		④浮上した複数の概念を、カテゴリーに収束化 スーパーバイザー(第三者)との検討/修正
⑤確認的分析		⑤最終的なカテゴリーの決定化
⑥ストーリーラインの作成		⑥概念およびカテゴリーを用いてストーリーを作成
⑦結果図の作成		⑦ストーリーラインに基づいて結果の可視化を図る

出典：原田唯・石川貴章・中村尚志(2016)「障害者のきょうだいが抱える問題認識に関する検索的研究—M-GTA(修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)を援用した分

(4) 調査対象者

調査は、近畿圏内の Y 市にある児童館の館長の A 氏に依頼し、承諾を頂いた後、そこで勤務する B 氏に声をかけていただき協力して頂いた。また、Z 市の児童館への依頼に関しては、Y 市の児童館館長 A 氏からの紹介でご依頼に至った。そして、そこに勤務する D 氏は Z 市の児童館館長 C 氏にお声がけしていただき協力して頂いた。なお、4 名の基本的属性の概要は以下の表 9 の通りである。

表 9 調査協力者の基本的属性

	Y 市 児童館		Z 市 児童館	
	A	B	C	D
性別	男性	女性	男性	女性
業種	館長	放課後児童支援員	館長	児童厚生員
勤続年数	15 年目	10 年目	19 年目	10 年目
保有資格	保育士・幼稚園 教諭一種・児童 厚生一級特別 指導員	放課後児童支援員	社会福祉士	社会福祉士
インタビュー 一時間	約 2 時間	約 1 時間	約 1 時間	約 1 時間

(5) 倫理的配慮

インタビュー協力者である児童館の館長と職員に対しては、①研究目的、②研究への参加は自由意志で決定でき撤回もできること、③調査の内容を IC レコーダーで録音すること、④データは個人が特定されないよう匿名化するなど細心の注意を払い、厳重に管理されることについて研究説明書を用いて説明し、同意書への署名と捺印を求め、同意を得た上でインタビューを実施した。また本研究は、関西福祉科学大学研究倫理審査委員会の所定の手続きにより、承認を得て実施した（承認番号 19-44）。

第2節 M-GTA による分析

(1) 概要とストーリーラインの作成

逐語録から分析ワークシートを用いて分析を行った結果 136 個の定義に基づく発言セグメントが抽出され、42 個の概念が形成された。また、似た意味の解釈ができる概念を統合した結果 19 個のカテゴリーが形成され、さらに 6 つのグループカテゴリーに整理された（表 10）。概念名およびカテゴリー名は、研究者および指導教員、スーパーバイザーによって検討・修正され、最

終的な名称が決定された。分析の結果としてストーリーラインの作成とそれに基づいた結果図を作成した（図5）。グループカテゴリーを〈 〉、カテゴリーを〔 〕、概念を【 】, 研究協力者の語りは「 」で示している。

表 10 カテゴリー・概念一覧

グループ	カテゴリー	概念	定義	具体例（ヴァリエーション）	カウント
保護者支援	関係性の調整	学校者と保護者の間の学護調停	学校と保護者を調停する難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・色々、最近ずっと思うのが、学校がやっばり一回崩れちゃうし降ると、外部の人がなかっていって、学校の業務が長引くから、基本的に5時以降は連絡がとれない。（A-42） ・学校の担任と合わなくて、敗北感がある。（A-52） ・学校で、指導してくださって、冷静に考えたら、素人さん。指導してどーしたらええん？って思わん？（α-78） ・また、人のものパチりましたよって、指導してください。怒る時怒ってるねん。怒ってるけれども変わらへんから困ってるねん。悩んでるんやろ？って話で、その肝心なところ、責任取れないから学校もなんもしてくれないよ。（α-80） ・難しい難しい。いや、高校に実際、中学と違う間に、入ることは難しいけれども、高校になつてしまかうと、別にやめてええねん。（A-38） 	5
		子介護調停	子ども保護士の発達の問題に対する対応の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・一個のご家庭とのお話合いやったけど、まあ一個の家庭とのお話の中でお話がある。他のお家はこう考えたり、自分のお家はお互いのお家の考えが違ってくる。（B-18） ・答えはこうだから、100%納得が難しいかもしないけれども、お互いが前を向いて仲良くしていただけて、向いて行けるように対応させていただきます。（B-20） 	2
	保護者の関係性と係築	児童館の活さい係り	児童館活動の保身を難しさを調整する	<ul style="list-style-type: none"> ・距離感かな、誰でも人間なんであれなんですけど、押しすぎてもダメなんやなって思った年もある。ちよつと引きすぎて、結局何が言いたいん？って言われたりとか。（D-56） ・攻めすぎず、引きすぎずって感じ、あんまり、押し付けすぎず、感覚、向こうもきけど、今この状況、ままだ、だいたいぶんて思っ人い、そこの対話、思っ、（D-64） 	2

	1		3	
<p>いさ離れてお母も</p>	<p>起適時 こおで</p>	<p>直る題一 がい問か もてが断 し象ある 子面事概 概きづ</p>	<p>レ見ごか りうす のておれ 側たら替 のりおえ りおれこ りおれこ りおれこ りおれこ</p>	
<p>のに判し もズる難 ど一すの 子ニ対断 断さ</p>	<p>もさき支 ど強引す 子のを出 援</p>	<p>のを援 も性支 ど発す 子自促</p>	<p>ケがど援 ニン子支 ユヨなし コシ手へ コ一苦もの</p>	
<p>に子へ 支援</p>	<p>係りを子 関く題る 人づ課え 対に抱ど 支</p>	<p>に抱ど補 面を子支 習題るへ 学課えも 完</p>	<p>置こさじ きこくな 重ねをお にすおし 程でりん 過い入み くしのた は難とし な難とし で)こう 果しんあ 結しんあ をにいな を援そた の支こげ 評さかあ へげから ち広いな たをな作 も肢さん ど扱じさ いはんた よマコ</p>	<p>どのお分 子当自 の分お 」当す 誤さて 性や か、ら らっ い り か り 見 に が お ね す ね あ り ま す ね</p>
<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	

				<p>めるねん。そこの中で乱れたら許されないわけやんか。 (α-48)</p> <p>・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 べてり立つの仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 成あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 夏い・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 ねん・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 以上アプロで児童館を制とってい京都と神戸同じう 以上アプロで児童館を制とってい京都と神戸同じう</p>	4
児童館に対する多様な捉え方	児童館的 児童館的 児童館的	児童館的 児童館的 児童館的	児童館的 児童館的 児童館的	<p>・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 べてり立つの仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 成あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 夏い・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 ねん・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 以上アプロで児童館を制とってい京都と神戸同じう</p>	4
	児童館的 児童館的 児童館的	児童館的 児童館的 児童館的	児童館的 児童館的 児童館的	<p>・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 べてり立つの仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 成あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし あたり、の仕と量と事か、かの中か。ら部間学童のあはら育日のの免許事とし 夏い・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 ねん・うもわゆ・学童だけ午のの先生に。なとら正直な保かそこだけで食 以上アプロで児童館を制とってい京都と神戸同じう</p>	3

(2) カテゴリーごとの説明

以下に、それぞれのカテゴリーの説明を記述する

〔関係性の調停〕

児童館は、保護者にとって地域の身近な相談機関であることから、学校との関係性に関する相談や保護者同士のトラブルに関する相談が寄せられその対応を行っていた。【学校と保護者間の調停】では、「学校の担任と合わない」や「学校が信用できない」、「今の教頭、校長が信用できない」と学校側に不信感を抱いている保護者と学校との関係性を再構築しようと働きかけているが、その際、児童館職員は、一度崩壊した関係性を回復させる難しさを抱いている。また同様の相談として、【子どもを介した保護者間の調停】のように、子ども同士の問題から発展した保護者同士のトラブルの調停を担い、それぞれの思いや考えを調整し各家庭が互いに解決に向かえるように支援する際の難しさを抱いている。そのため、児童館職員は、調停者役の第三者としての対応が保護者から求められていることが示唆された。

〔保護者との関係性の構築〕

児童館活動を行ううえで、児童館職員だけでなく地域住民との関係構築や保護者との関係性を構築していくことが必要不可欠である。しかし、児童館の特性として必ずしも子どもの保護者が来館する保障ないなかで児童館職員は保護者との【児童館活動のサポート的な関係づくり】を担わなくてはならない。そのため、児童館職員は、サポートして頂きたいことを押し付け過ぎると保護者の負担になり受け入れてもらえず、その一方で控えめな形で依頼をすると保護者から「結局何が言いたいん」と言われていることから保護者一人ひとりの距離感を掴む難しさが生じている。

〔主訴の背景を理解〕

保護者対応を行う際には、児童館職員は、「子どものサインを全く見逃している親御さん」や子どもに関する事象を「大事に捉えてない人」、「大ごとで捉えてる人」、相談内容を「溜まりに溜まってから来られる人」といったようにそれぞれ受け止め方や捉え方が異なる保護者への対応が求められる。こうした保護者への支援においては、〔主訴の背景を理解〕することが必要であり、そのなかで【保護者を理解する難しさ】を生じている。

〔保護者に合った伝え方〕

日々の保護者対応のなかで児童館職員は【子どもの状況を保護者に伝える際の工夫】や【他機関を紹介する際の配慮】といった保護者に対する配慮がなされている。【子どもの状況を保護者に伝える際の工夫】では、児童館職員が保護者に対して子どもの気になる点を伝える際に、保護者が受け止めやすいように

調整して伝える工夫がなされ、【他機関を紹介する際の配慮】においては、同じ境遇で悩まれている例などを提示し、[保護者が他機関にアクセスしやすい情報提供]がなされている。特に配慮を要する場面として【障害の疑いがある子どもの保護者対応】が挙げられ、保護者に対して「いきなり言って受け止めきれぬのか」どこまで保護者に伝えたらよいのか、伝えるタイミングが合っているのかを見極めながら対応している。したがって、それぞれの配慮を有する場面では共通して、保護者一人ひとりの捉え方や受け止め方を理解したなかで支援を行わなければならないことに対して難しさを抱いていると示唆された。

〔子どもとの支援関係の構築〕

子どもへの働きかけを行う際には児童館職員は【子どもたちの世界へ介入するタイミング】と判断して、注意を促し危険の回避を行っている。児童館職員は【子どもへの適切な支援のために関係性を築く必要性】の考えのもと支援を行っているが、子どもとの関係関係が築けていない際のアプローチに悩みを抱えており支援の困難さを有している。その要因として、児童館に来館する子どもは、来る・来ないは自由であることから継続した関係性の構築が難しいことが示唆された。

〔子どもの生活理解〕

児童館ガイドラインにおいて児童館は、遊びの拠点や居場所になることに加え、子どもの安定した日常の生活を支援することを担っている。児童館職員には子どもが児童館で過ごす時間以外の生活にも焦点を当てた支援が必要である。そのため、子どもとの関わりのなかでは【子どもの日常生活に対する情報収集】が求められているものの生活の部分が「見えてこない」ことから日常の過ごし方や潜在化された生活問題を把握するには至っておらず、日常の生活を支えることに難しさを有していることが示唆された。

〔子どもから得る情報に対する判断〕

子どもへの支援のなかでは、表面的な部分の情報だけでなく、その背景にある子どもが抱えている問題を見極めることが必要である。しかし児童館職員は、日常生活で起こった事象に対して困っていない子もいれば、同じ事象に対して不安を抱く子がいるように「その子が困っているかどうか」一概に判断できないことから【子どものニーズに対する判断の難しさ】を有している。また、児童館職員が「心配しすぎて実際には大したことではない」ことや逆に大丈夫だろうと思っていたことが後に問題へと発展していることがあるように【子どもからのサインを見極める難しさ】を抱いている。そのため〔子どもの生活理解〕の過程で〔子どもから得る情報に対する判断〕に至っていることから関係性がうかがえた。

〔子どもの強さを引き出す支援〕

子どもの評価軸を「結果」ではなく「過程」に重きを置いた見方で評価することにより、子どもたちの選択肢や考え方が広がり、子どもたちの本来の強みを引き出した【子どもの自発性を促す支援】につながると考えられている。しかし、館長は「結果から過程にリフレーミングする大人の訓練をすること」が必要であると述べていることから【子どもの自発性を促す支援】は必要とされながらもその実践に対しては難しさを感じていることが示された。

〔気になる子どもへの支援〕

気になる子は、保育所や幼稚園でよく言われ、平野他の研究によると職員の88.3%が気になる子どもがいるとの研究結果がなされている(平野他 2012:147)。児童館においても「対人関係」、「学習」に課題を抱えている子どもや「不登校」、「高校中退」、「児童館の対象年齢を過ぎた子ども」のように児童館職員が気になっている子どもが存在していた。【対人関係づくりに課題を抱える子どもへの支援】【学習面に課題を抱える子どもへの補完的支援】では、児童館職員はそうした子どもに対して関わりにおいて不安を抱きながら対応している。また、不登校の子どもへの支援では、不登校の子どもは、複数の課題を抱えており、表面的な問題解決だけでは根本的な解決に至らないため【不登校への支援における解決の不確かさ】を児童館職員は抱えている。さらに児童館の特性である途切れのない支援を行うなかでは、児童館は【児童館支援の対象から外れた子どもへの支援】を担っていることが語られた。児童館職員は、児童館の制度上、利用対象を超えた青少年の子どもへの支援を担っており制度の狭間を感じながらその対応されている。

〔危機介入〕

敷居の低い地域の児童福祉施設であることから児童館では、子どもへの対応や保護者対応の他にも緊急度が高い【複雑な家庭問題における緊迫した場面での対応】が迫られ、児童館職員は「虐待」や「離婚問題」といった家庭問題への支援を行っている。その支援なかで児童館職員は【危機的状況の子どもを継続した支援につなげる難しさ】を抱えている。そのため、危機的な家庭問題への対応であっても子どもの最善の利益を前提とした支援が展開されており、児童館が子どものセーフティネットとしての役割が示された。

〔支援を必要とする家庭の介入の判断〕

児童館職員は子どもへの遊びの提供時や保護者対応の場面で、子どもやその家庭が抱えている生活問題が見えてくるものの、自分たちが「すごいプライバシーに踏み込むのにどこまで踏み込んでいいのか」と【日常生活へのアプローチに対する戸惑い】が生じ、〔支援を必要とする家庭の介入の判断〕に難しさを

抱いている。こうした判断の迷いは、非常勤職員の意見が強かったため勤務形態も影響していることが示唆された。

〔意見調整〕

児童館が担う〔意見調整〕では、【関係機関との意見の相違】を調整することと【協力者同士の異なる意見の調停】のように、フォーマル・インフォーマルな社会資源のどちらに対しても調整役として〔意見調整〕を行っている。フォーマルな社会資源の調整の際には、児童館職員は【関係機関との意見の相違】によって、〔関係機関同士の共通認識の下で支援ができない〕という難しさを抱えながら、それぞれの行政機関においても担当が定期的に変わることや、学校の担任も変わることから、児童館が軸となって【関係機関と継続した支援の調整】を担っている。そのため、〔専門性の不透明さ〕に関する疑問と〔地域の支援体制づくり〕に対する強い関心と要望を寄せながら支援を行っていることが示唆された。一方で【協力者同士の異なる意見の調停】においては、児童館活動に協力していただいた〔協力者同士の意見の不一致を調停する難しさ〕を抱えながら〔意見調整〕を行っている。【協力者同士の異なる意見の調停】を担う際には、これまで培ってこられた「地位」や「プライド」を傷つけないよう配慮がなされていた。

〔地域の支援体制づくり〕

児童館は、子どもを地域で育てる拠点としての特性を有している。実際に〔地域の支援体制づくり〕を担うにあたって、児童館職員は【支援が機能する地域の人的ネットワークの構築】に向けた働きかけを行っている。その際、各団体の会長だけではなく地域住民一人ひとりとつながっていくことが重要であるとの認識のもと取り組んでいるものの「地域の土台に新参加者が切り込む」ことに難しさを有している。その一方で、現状の地域の支援体制に対する要望として【子どもの見守り体制に対するもどかしさ】【小中学校区内で児童をサポートする体制の未確立】が挙げられた。【子どもの見守り体制に対するもどかしさ】では、子どもたちの放課後の自由な時間が管理されすぎていることに対するもどかしさが語られ、【小中学校区内で児童をサポートする体制の未確立】においては、子どもへの支援の際に地域にある社会資源を調整する「児童ソーシャルワーカー」を求めていた。そのため、【小中学校区内で児童をサポートする体制の未確立】によって関係機関との〔意見調整〕の役割を児童館が担っていることが示唆された。

〔子どもに関する情報共有〕

児童館が関係機関と連携した支援を行う際には、関係機関が児童館に抱く役割の不一致が存在していることから【関係機関との情報共有】の難しさが挙げられた。一般来館の気になる子どもに対して支援する際に、学校側から個人情

報の共有を断られ支援が難しくなることが語られた。また、児童館同士でも行政区によって児童館の役割が異なるため、児童館職員は支援を行いたいタイミングや方法での支援がこのことから、〔児童館に対する役割への異なる認識〕が〔子どもに関する情報共有〕をしづらくしている要因であることがうかがえた。

〔児童館の支援体制づくり〕

児童館のマネジメントにおける困難さでは、【児童館職員のシフト調整】【職員間の役割分担】【継続した人材育成】【遊びを提供する職員体制づくりの工夫】【職員体制不足によって限られた遊びの提供】が挙げられ、また、記録の体制に関しては【児童館活動を記録する体制の脆弱さ】が語られた。【児童館職員のシフト調整】では、館長がシフトの作成以外にも非常勤職員の年間所得の調整や1日の職員体制を職員のマンパワーが最大限発揮される人数の管理・調整することに負担と難しさを抱いている。そのなかで、児童館職員は、放課後児童支援員と児童厚生員の業務の役割分担を「どこで割るか」という【職員間の役割分担】に関する課題を有していることが分かった。また、児童館職員の勤務形態は非常勤職員が多くを占めていることから人材育成に関して「繰り返し、繰り返し伝えていかないといけない」ため【継続した人材育成】の難しさが生じていることや遊びの提供に関しても【職員体制に影響を受けた遊びの提供】が強いられており、児童館職員は、子どもたちが喜ぶ外遊びに行けないことに対してもどかしさを抱いている。しかしそのなかでも児童館職員は【遊びを提供する職員体制づくりの工夫】をしており、児童館や学童保育に通っていた地元のOBの協力を得ることで職員不足を解消しようといった工夫がなされていた。さらに非常勤職員が多くを占めていることは、支援の際に与える影響だけでなく、それを記録する体制にも大きな影響を与えている。非常勤職員は定期的には出勤しないため、同じ事象でも対応する職員が異なることから記録を蓄積することが難しいことが語られており、保育所に比べて記録を蓄積することが弱く【児童館活動を記録する体制の脆弱さ】が明らかとなった。こうしたことから、現状の職員体制が【職員間の役割分担】【継続した人材育成】【職員体制に影響を受けた遊びの提供】【児童館活動を記録する体制の脆弱さ】といった児童館支援に強く影響しており、職員たちは支援の困難さや戸惑い、もどかしさが生じていることが示された。

〔本来の児童館の目的と合った児童館行事の運営〕

児童館行事を行うにあたっては、地域住民の協力は不可欠なものである。その際、協力者との共通認識として、子どもの健全育成を目的とした児童館行事の運営に努めなければならないが、子ども自身ができる作業に関して、協力者がしてしまうことがあり、児童館の思惑との乖離が見受けられる場面がある。そのため、児童館職員は、いかに【協力者と児童館との思惑を調整】できるかが求められるが、協力者の強い意欲を児童館職員がうまくコントロールするこ

とに難しさを抱いている。

〔児童館と学童保育の一体的支援〕

児童館は、学童保育などの補助的な施設として位置づけられるなかで一般来館の子どもだけでなく、学童保育に通う子どもへの支援が求められている。その役割を担うにあたって【学童保育と一般来館を運営する課題】が挙げられ、本来児童館が対象としている乳幼児の子どもやその保護者が気軽に来館できる時間が限られており、児童の来館数が増える放課後や長期休みに入ると乳幼児とその保護者の来館が減っている。そのため、児童館職員は同じ空間に存在する多様なニーズへの対応に難しさを感じている。このことから〔相反するニーズへの対応〕との関係性が考えられる。さらに、児童館職員は〔児童館と学童保育の一体的支援〕を実施するにあたって学童保育を担当している職員はいつ来館するのかわからない一般来館の子どもへの対応で【児童館と学童保育で行われる支援の違い】を抱き、支援のなかで戸惑いが生じている。そのため、【児童館職員が持つ児童館支援に対する認識の差】との影響が示唆された。

〔児童館の役割に対する異なる認識〕

児童館は、地域によってそれぞれ異なった認識のもとで活動が展開されている。そのため、行政区が異なるごとに【児童館の役割に対する認識】が変わることから他の行政区から来た関係者に対して、その地域における児童館の役割を理解してもらう際に難しさを抱いている。【児童館職員が持つ児童館支援に対する認識】においても、児童館支援に対して「勉強を教える場ではない」ことや「家庭の中までは踏み込めない」といった児童館ガイドラインに示されている児童館の役割とは異なる認識のもと支援が展開されている。そのため、児童館職員は〔専門性の不透明さ〕のもと支援の範囲を自らで定めたなかで支援していることがうかがえた。

〔児童館活動の範疇を超えた支援の要望〕

児童館の利点として敷居が低く、自由に来館・帰宅できるといった特性である反面、「入りすぎると二度と来ない」や「ほっといてくれ」のように保護者との関係性が崩れやすく【保護者の判断によって左右される児童館支援】が展開されている。そのため、児童館に保護者から寄せられる要望には【保護者支援としての要望】が挙げられた。本来児童館は、子どもの健全育成を最前に考えた支援を担っているが、保護者との関係性維持のために保護者の就労支援を優先されている傾向がある。また、児童館支援においても児童館の役割が不透明であることから、【権限のなさからくる児童館の範疇を超えた支援】が児童館に寄せられており、家庭問題への介入や夫婦関係の調整の対応が求められるなかで児童館職員はその支援に対して戸惑いや難しさを抱えている。

(3) ストーリーライン

児童館職員が困難さを抱く大きな要因として、社会からの〈児童館に対する多様な捉え方〉が影響しており、児童館は敷居が低くアクセスしやすい特性があることから【児童館に対する役割への異なる認識】や【児童館活動の範疇を超えた支援の要望】といった幅広い社会のニーズが、児童館に集約されやすい。その結果、児童館に多機能化を呼び起こし、さまざまな困難さを生み出している。その対応のなかで児童館職員は、大きく〈子どもへの支援〉、〈保護者支援〉、〈家庭支援〉への働きかけを行っており、〈家庭支援〉に近づくほど問題の深刻さが増し、より複雑な問題への対応に追われている。

〈子どもへの支援〉においては、子どもの置かれている状況を理解するために、アセスメントが求められるが、〔子どもから得る情報に対する判断〕で困難さを有している。

また、〈子どもへの支援〉においては、保護者との関係が影響していることから、〈保護者支援〉と一体となって考える必要がある。しかし、児童館には、必ずしも子どもの保護者が来館する保障がないため〔保護者との関係性構築〕に困難さを抱えている。さらに、それらの支援は〈家庭支援〉として、介入を必要とする場合もあり、その判断や〔危機介入〕時に困難さを有している。

一方で児童館は、〈子どもを支える地域の基盤づくり〉として、支援体制の構築や関係機関との〔意見調整〕といった働きかけが求められており、児童館職員としての職務を超えた役割に困難さを有している。

このように、児童館の多機能化に合わせて〔児童館の支援体制づくり〕として〈児童館のマネジメント〉が必要とされており、職員体制づくりやシステムづくりに困難さを抱えている（図5）。

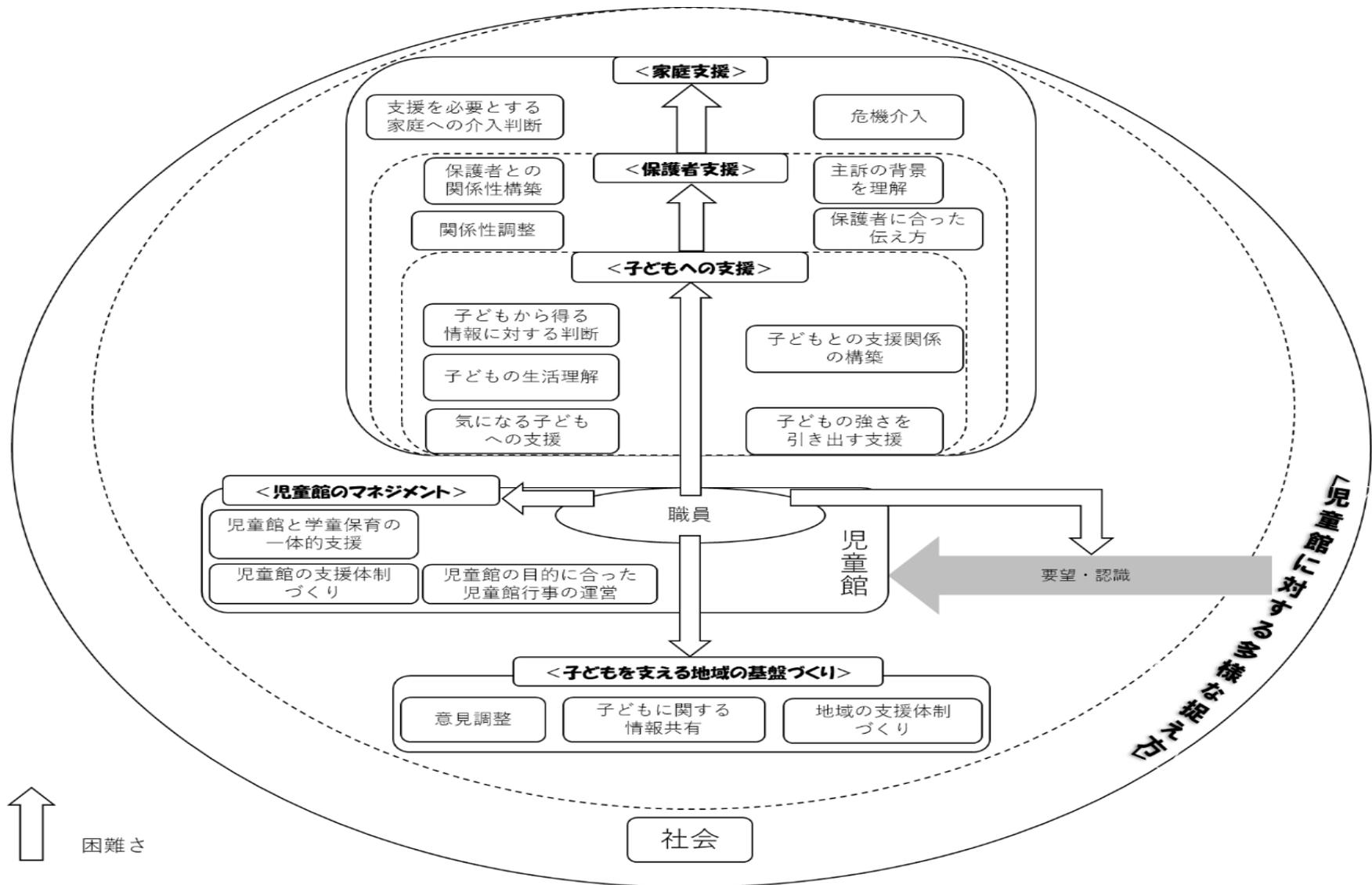


図5 児童館職員が対応するなかで困難さを認識する構造のプロセス（ストーリーラインに基づく結果図）

第3節 分析のまとめ

インタビュー調査での結果をまとめると以下のように整理することができる。

本調査を通して、多様化する社会のニーズに児童館職員が対応するなかで困難さを認識する構造のプロセスが明らかになった。

児童館は敷居が低い児童福祉施設であることからさまざまな問題が集約される。そのため、遊びの提供を通じた子どもの健全育成にあわせて、子どもの背景にある多様な問題への対応が実施されている。それらの支援は<子どもへの支援>、<保護者支援>、<家庭支援>といった直接的な支援や、<子どもを支える地域の基盤づくり>のように、それらを取り巻く環境にも働きかけている。さらに、それらの支援を機能させるための体制づくりとして<児童館のマネジメント>が求められており、それぞれの対応に児童館職員は困難さを認識していた。

また、こうした対応のなかで児童館職員が認識している困難さには、ソーシャルワークの機能が関連していることが示唆されるものであった。

第4章 考察

本章では、児童館支援において児童館職員がどのような場面で困難さを認識しているのかについて調査で得られた実情から整理し、児童館実践に即したソーシャルワークを展開するにあたっての方向性と今後の課題について考察する。

第1節 児童館の現状と学童期における保育の意義

児童館は多機なニーズへの対応が求められており、その支援においてソーシャルワークの必要性が言われている。しかし、児童館でのソーシャルワークは現場実践において具体的にどのように用いられるべきかについて述べられた研究は少なく、その必要性だけが強調されていた。そこで本研究では、児童館職員は多様な問題に直面しており、その日常的な支援活動のなかで認識している困難さのなかにソーシャルワークを考える手がかりがあると考え、困難さをどのような場面で認識しているのかを明らかにした。

保育所におけるソーシャルワークに関する先行研究では、ソーシャルワークが求められる要因として保育所の保育士は、子育て以外の生活課題に多く対応していることが示されていた。本研究の調査においても児童館には、〔児童館の役割に対する異なる認識〕のなかで〔児童館活動の範疇を超えた支援の要望〕が寄せられ、虐待における〔危機介入〕を迫られる場面への対応や離婚問題における夫婦関係への配慮、〔関係性の調整〕として保護者が抱えている学校との関係や保護者同士の関係で生じている問題への対応がなされており、児童館職員は「児童の遊びを指導する」という本来の業務以外のなかで困難さを認識していた。こうしたことから、児童館職員の支援において本来ソーシャルワーカーが担うべき課題への対応があることが示唆された。しかし、これらの対応は、今日の社会状況のなかで子どもの健全育成を担う児童館がもつ特性において分けて考えることはできない。児童館は、支援の必要性の有無にかかわらず、地域のすべての子どもが来館できる施設である。そのため、申請主義であるわが国の社会福祉制度において、子育て家庭に身近であり、敷居が低い児童館の特性が、子どもや保護者の抱える問題が集約しやすい要因となっていることから問題発見の入口となる場面が多く、その対応に困難さを抱えていた。

さらに、わが国の児童福祉施策において、多くの子育て支援は幼児期までとなっており、学童になればそのほとんどが学校という教育機関が中心となる。しかし、今回の調査において、〔気になる子どもへの支援〕といった学校に行けない不登校の子どもや、貧困家庭、障害を抱えた子どもなどへの支援も児童館職員は迫られていた。子どものライフステージが変わるなかで、保育所（幼稚園）から小学校、中学校、高等学校などさまざまな機関が子どもの中心な日中の活動場所となるが、児童館のような保育を基盤とした0～18歳未満の子どもと保護者を対象とする地域の福祉施設としての存在の必要性を改めて確認す

ることができ、その支援体制の構築が求められる。

第2節 児童館における伴走型支援の可能性

今日、地域にある多くの相談機関を訪れる利用者は、問題や課題を解決することを主訴として抱えていることが多く、「『具体的な課題解決を目指すアプローチ』」（原田2020：1）としての課題解決型の支援が用いられる。

本調査でも児童館支援の特徴として、児童館に来館する子どもから得る情報や保護者から持ち込まれた子育て以外の相談によって子どもや保護者の背景にある問題・課題を認識し、〔気になる子どもへの支援〕や支援を必要とする家庭への介入がなされていることが調査結果で明らかになった。つまり、問題・課題の発見からその解決に至るまでを児童館職員が担っていることが示唆された。このように、児童館に持ち込まれる多くの相談内容が解決を目的としていることから、児童館職員はおのずと問題・課題を解決に導く支援が展開されているといえる。しかし、児童館は地域の子育て相談の窓口であるものの、本来は子どもの健全育成の場であり、子どもや保護者が抱えている問題や課題の解決に向けた支援を専門として担うことが目的とされていない。そのため、児童館職員は課題解決型支援の対応のなかで判断やその対応の際に困難さを認識していた。

一方で、今日の地域福祉における支援では、課題解決型の支援とあわせて伴走型支援を展開することが求められている。伴走型支援とは、制度に当てはまるか否かに関わらず相談を広く受け止め、まずはその人とつながり、関係性を育むことを目的にした支援であり、継続的なつながりを重視する支援である（原田2020：2）。その支援を通して、支援者側と利用者との関係性は「支援する・される」といった関係ではなく、お互いが相互作用のなかで成長していく過程において、利用者自らが問題・課題に向き合い、どのように解決向かっていくのかをサポートすることが支援者に求められる。

伴走型支援を展開するにあたって必要とされる機能について、原田（2020）は、①相談を受け止める機能、②多機関協働の中核の機能、③継続的につながる機能の3つの機能を挙げている（原田2020：2）。本調査結果でも児童館は、子育て家庭にとって身近であることから児童館と子育て家庭がつながりやすく、継続的な関わりが行われている。また、そのなかで子どもの育ちに関する相談以外にもさまざまな相談が寄せられる身近な相談窓口としての役割があり、子どもや保護者の相談を受け止めていた。さらに、地域の子どもの健全育成の拠点として、〔子どもに関する情報共有〕や〔地域の支援体制づくり〕といった他機関との協働の中心的役割を担っていた。

このように、児童館には、伴走型支援が可能な機能が備わっており、実際の調査結果からも来館者につながることを重点に置いた伴走型支援の可能性が示唆された。そのため、児童館の施設特性に合った伴走型支援を中心として支援を展開させることで、児童館活動を展開するなかで寄せられていた多種多様な

相談や問題に対して「児童館で対応すべき相談・問題」か「他機関へのつながりが必要なものなのか」を整理することができ、児童館支援の範疇が明確になるといえる。このことが、本来児童館職員が担うべき子どもの健全育成に軸においた支援を果たすことにつながると考える。

第3節 児童館支援とソーシャルワークの関係

児童館にソーシャルワーク機能の必要性が強調されているものの、実践現場における具体的な方法や使い方についてが児童館におけるソーシャルワーク研究の課題であった。そこで本研究では児童館にソーシャルワークを考えるにあたり、多様化している現状を可視化するため、児童館職員が認識している困難さに着目した。鶴（2009）が保育士の保育実践をソーシャルワークの機能と役割に分類した際に用いたソーシャルワークの機能・役割を援用して、そこに本調査から見出された児童館支援を分類すると表11のようになる。

表11 ソーシャルワークの機能・役割と児童館支援

機能	役割	児童館支援において
仲介機能	クライアントと社会資源との仲介者（ブローカー）としての役割	関係機関の紹介、子どもに関する情報提供
調停機能	クライアントや家族と地域社会の間での意見の食い違いや争いが見られるとき、その調停者としての役割	子ども同士の関係、親子関係、保護者関係の調整、学校との関係調整
代弁機能	権利擁護やニーズを自ら表明できないクライアントの代弁者（アドボケーター）としての役割	保護者が気づかない子どもの成長した姿の伝達 同じ空間で生じる相反するニーズの代弁 虐待への対応
連携機能	各種の公的な社会的サービスや多くのインフォーマルな社会資源の間を結びつける連携者（リンケージ）としての役割	他機関との連携 家族・地域住民との連携
処遇機能	施設内の利用者に対する生活全体の直接的な援助、指導、支援者としての役割	日々の遊びの提供、地域の居場所づくり 気になる子どもへの支援 危機介入
治療機能	カウンセラーやセラピストとしての役割	子育て相談・助言
教育機能	クライアントに情報提供をしたり、新たなソーシャル・スキルを学習する場を提供する役割	情報提供 子育てに対する助言
保護機能	子ども等の保護者としての	子どもの自発性を促す

	役割	虐待からの保護
組織機能	フォーマル、インフォーマルな活動や団体を組織する者（オーガナイザー）としての役割	子育てサロンの結成 児童館での行事開催など
ケアマネジャー（ケースマネジャー）機能	個人や家族へのサービスの継続性、適切なサービスの提供などのケースマネジャーとしての役割	他機関との連絡・調整
支援者機能	対象者が自ら目的を達成するための行動をなすように側面的に援助をする役割	子育て支援全般において 情報提供
管理機能	ある目的をもった組織においてその目的を達成していくたの方針や計画を示し、組織が適切に機能していくための維持・調整・管理の役割などを担う	児童館のマネジメント（人材養成、職員体制の管理、業務の役割分担、記録体制の維持）
社会変革機能	地域の偏見・差別などの意識、硬直化した制度などの変革を行う社会改良・環境の改善を働きかける役割	地域の子どもをサポートする支援体制の構築

出典：鶴宏史『保育ソーシャルワーク論-社会福祉専門職としてのアイデンティティ-』あいら出版、p.74を一部改変。

註9：以下の論文を基に作成されている。

日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998）「ソーシャルワークの在り方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究』第7号、p.69-90、谷口泰史（1999）「ソーシャルワーカーの機能と役割」太田義弘・秋山薊二編『ジェネラル・ソーシャルワーク』光生館、p.155-200

このように、児童館において子どもの健全育成を実践するにあたり、子どもと保護者の関係性や保護者と他機関との関係性の調整及び地域で子どもを支えていく支援体制といった子ども・保護者を取り巻く環境への働きかけが必要となり、これらの対応のなかで児童館職員はソーシャルワークの支援が実施されていることが明らかとなった。

前節では、伴走型支援が本来児童館が担うべき子どもの健全育成を軸においた支援を果たすことにつながると述べた。来館者となつながらことを重視した伴走型支援をとおして、支援者と来館者は相互関係のなかでお互いに成長していけるように支援を行わなければならない。つまり、児童館における支援の中心として捉えられるのは子どもや保護者であり、支援者はその来館者との相互の関係性のなかで来館者自身の力を最大限発揮できるように人と環境との相互作用という視点から、必要であれば課題解決を目的とする専門的な関係機関へつなぐことが求められ、来館者と社会との結びつきを重視した支援が望まれる。そこに児童館がソーシャルワークの考え方を活用することの意義を見出すことができる。

そのため、児童館においてソーシャルワークを展開することを考える際には、子どもや保護者が抱えている問題・課題を解決するためにソーシャルワークを用いるのではなく、児童館の本来の役割である子どもの健全育成を軸にした支援のなかで伴走型支援をベースとしながらソーシャルワークを活用していくことが必要である。

おわりに

児童館支援において、遊びを通した子どもの健全育成に加えて、子どもや家庭が抱える問題への対応が増加しソーシャルワークが求められているものの、どのように児童館実践のなかで展開していくことが必要であるのか検討する必要があった。

そこで本研究では、日常の児童館支援のなかで、児童館職員が困難さを認識している対応場面から支援の困難さが生じている構造のプロセスを明らかにし、児童館実践に即したソーシャルワークを展開する児童館支援の方向性と課題について考察した。

本稿で焦点を当てた児童館の本来の役割は子どもの健全育成である。そこでは、異年齢の子ども集団での遊びを通して、子ども一人ひとりの成長に応じながら心身の発達をはじめ、社会性、人間関係、情緒の豊かさを養い、すべての子どもの生活と情緒の安定を図るなかで健やかな育ちを支えることである。

しかし、大人の生活が子どもの生活に大きく影響を与えていることから、社会変化に伴った核家族化や共働き家庭の増加が社会問題となっている現代社会においては、こうした遊びを通した体験が貴重なものであり、そのような場を保障していくことが、今日の児童館の責務である。つまり、子どもの健全育成を保障していくためには、子どものみならず保護者を中心としながら子育て家庭を取り巻く地域社会全体を視野に入れて働きかけていかなければならない。

本調査によって児童館支援では、子どもに関する問題は、家庭問題と関連しており、その対応がなされている現状が明らかになった。そのことから子どもの健全育成を成り立たせるには、子どもの背景にある生活の理解が必要であることが示された。しかし、児童館の特性上、子どもや子育て家庭が抱えている多様な問題が児童館に集まるなかで、問題解決型の施設として社会から認識されていることが支援の困難さを生み出す要因となっていた。先行研究においても、児童館の多機能化のなかにソーシャルワーク機能を担うことや児童館職員にソーシャルワークのスキルを求めているように問題解決型の支援としてのソーシャルワークを想定した論考がほとんどであった。

本研究では、児童館におけるソーシャルワークは、家庭や地域から寄せられる問題に対して児童館で解決するように用いることを想定するものではなく、児童館の本来の目的である子どもの健全育成に軸足を置いた展開として考えることを強調したい。児童館職員には、子どもの生活を全体的と捉えて、必要であれば子育てに関する社会資源につなぎ（調整）、個人と社会との結びつきを視野にいれた支援が望まれる。

これまでの児童館におけるソーシャルワークの議論は、児童館というフィールドにソーシャルワークを当てはめようとするものであった。したがって、児童館職員はソーシャルワークとはどのようなものであるのかという認識が持てないなかで、ただその必要性だけが強調されていた。児童館でのソーシャルワ

ークを考えるにあたっては、児童館職員がそれぞれの地域のニーズを理解し児童館支援の位置づけを明確にするなかで、子どもの健全育成に向かってソーシャルワークの具体的な展開方法について検討していくことが、児童館の特性を踏まえたソーシャルワークを実践可能なものとして現場に寄与できるのではないか。今回、本研究で考察した方向性については、児童館の特性を活かしたソーシャルワークについて考えるにあたっての根幹となる考え方であり、今後の実践的研究に向けての基盤となるものであると考える。今後の研究として、児童館の特性に即したソーシャルワークは具体的にどのような支援として展開可能であるのかについて明らかにしていきたい。

本研究のもう一つの成果は、現状の放課後支援のなかで児童館は学童保育の補完的な施設として位置づけられているが、児童館の役割や独自性を検討したことは、今日の子どもの育ちの場において児童館の存在意義を改めて示せたのではないだろうか。

最期に本研究の限界として、本研究における調査は2か所の児童館の4名の児童館職員という限定的な調査しか実施していないことが挙げられる。今後さらに研究を進めるなかで普遍性を持ち実践に即した児童館のソーシャルワークを検討していきたい。

註

- 1) 一般財団法人 児童健全育成推進財団ホームページ
<https://www.jidoukan.or.jp/kenzenikusei/>
- 2) その後、2つの省庁で厚生労働省の「放課後児童クラブ」と文部科学省の「放課後子ども教室」それぞれ実施されてきた。そして、2007（平成19）年に両省の取り組みは「放課後子どもプラン」で統合され「一体的」又は「連携」して実施がなされてきた。
- 3) 厚生労働省（2018）社会福祉施設等調査
- 4) 湯浅誠（2019）「こども食堂・最新箇所数調査」NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
- 5) 植木信一（2017）「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」一般財団法人 児童健全育成推進財団
- 6) 2016（平成28）年には、児童福祉法の第1条が見直され「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記し、子どもの最善の利益を保障するとともに、子ども自身が権利の主体権者として尊重されることが強調されている。
- 7) 植木ら（2017）の全国児童館調査によると、児童厚生員の該当資格として保育士が最も多く、80%以上の児童館に配置されていた。そのため、児童厚生員の多くは保育士である。しかしながら、保育士養成課程は児童館での保育を想定したカリキュラムではなく、ソーシャルワークについても、「相談援助」、「家族支援」などの科目で学ぶが、ソーシャルワークに関する実習などは設定されていない。保育士は、保育士養成課程におけるソーシャルワークなどの援助技術は講義レベルにとどまり、具体的な技術は実践現場での経験から身につけていくことになる。

引用・参考文献

- ・荒川大靖（2018）「児童厚生員の資質向上に向けた予備的研究～児童館ガイドラインの比較を通して～」新潟医療福祉学会学術集会
- ・伊藤良高（2014）「保育とソーシャルワークの統一をめざして」日本保育ソーシャルワーク学会編 『保育ソーシャルワークの世界』晃洋書房
- ・伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞・三好明夫・宮崎由紀子（2012）「保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」熊本学園大学論集総合科学19（1）
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団（2014）『健全育成論』
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団（2015）『児童館論』
- ・今井慶宗（2019）「児童の遊びを指導する者（旧児童厚生員）政策の研究」, 社会福祉科学研究所 社会福祉科学研究, 第8号
- ・植木信一（2017）「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」一般財団法人 児童健全育成推進財団
- ・小口将典（2018）「保育所におけるソーシャルワークの有用性に関する研究－食事場面に着目して－」関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士学位論文
- ・奥典之・森内智子（2015）「児童厚生員が必要としているソーシャルワーク機能について」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』, vol. 60, p. 49-54
- ・尾崎新（2007）『「ゆらぐ」ことのできるカーゆらぎと社会福祉実践－』誠信書房
- ・長田英史（2016）『場づくりの教科書』芸術新聞社
- ・金子恵美（2008）「保育所における家庭支援－新保育所保育指針の理論と実践－」社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・柏女霊峰（2019）『平成期の子ども家庭福祉－政策立案の内側からの証言』生活書院
- ・木下康仁（2003）『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践－質的研究への誘い－』弘文堂
- ・木下康仁（2007a）『ライブ講義M-GTA－実践的質的研究法修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂
- ・木下康仁（2007b）「修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）の分析技法」富山大学看護学会誌, 第6巻2号
- ・木下康仁（2020）『定本 M-GTA 実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院
- ・窪田暁子（1975）「子どもの生活圏の確保の意味とおとなの役割」, 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・窪田暁子・宍戸健夫（1975）『子どもの生活圏』, 日本放送出版協会, p. 100-117
- ・窪田暁子（1987）「社会福祉サービスの方法とアメリカ社会事業理論」, 小倉

- ・ 裏二・小松源助・高島進編集代表『社会福祉の基礎知識』,有斐閣ブックス
- ・ 厚生労働省 (2018) 「児童館ガイドライン」
- ・ 厚生労働省 (2018) 『保育所保育指針解説書』フレーベル館
- ・ 小崎恭弘 (2005) 「ソーシャルワークと保育」,西尾祐吾・橋高通泰・熊谷忠和編『ソーシャルワークの固有性を問うーその日本的展開をめざしてー』,晃洋書房,p49-68
- ・ 小嶋章吾・寫末憲子 (2015) 『M-GTAによる生活場面面接研究の応用 ~実践・研究・教育をつなぐ理論~』ハーベスト社
- ・ 小嶋章吾 (2019) 「M-GTA (修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)を学ぶ:第1回」,日本介護福祉学会『介護福祉学』国際文献社,vol.26
- ・ 西郷泰之 (2017) 『児童館の歴史と未来』明石書房
- ・ サトウタツヤ・春日秀朗・神崎真実 (2019) 『質的研究法マッピングー特徴をつかみ、活用するためにー』徳田治子「インタビュー」信曜社
- ・ 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社
- ・ 荘保共子 (2016) 「子どもの貧困対策活動 居場所を作る児童館の取り組み」,『公衆衛生』医学書院 ,vol180 No.7
- ・ 鈴木淳子 (2005) 『調査的面接の技法』ナカニシヤ出版
- ・ 全国保育士会pdfファイル
(<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/hoikutoha.pdf>)
- ・ 高坂康雅・柏木舞 (2017) 「親の離婚を経験した子どもが立ち直るまでのプロセス」和光大学現代人間学部紀要 第10号,p.113-121
- ・ 田垣正晋 (2008) 『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』中央法規
- ・ 土田美世子 (2012) 『保育ソーシャルワーク支援論』,明石書店
- ・ 鶴宏史『保育ソーシャルワーク論-社会福祉専門職としてのアイデンティティー』あいり出版
- ・ 所貞之 (2009) 「児童館におけるソーシャルワークの展開」『城西国際大学紀要』17 (3)
- ・ 中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝 (2015) 「保育所における生活課題を抱える保護者への支援 :保護者支援・保護者対応に関する文献調査から」『大阪府立大学紀要』(人文・社会科学) 63, p.35-45
- ・ 中寫洋 (2015) 『初学者のための質的研究 26 の教え』医学書院
- ・ 服部栄 (2007) 「児童館における子ども・家庭問題への対応」『児童館 理論と実践』,財団法人児童健全育成推進財団,p.86-89
- ・ 原田唯・石川貴章・中村尚志 (2016) 「障害者のきょうだいが抱える問題認識に関する検索的研究ーM-GTA (修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ)を援用した分析を通してー」佐賀大学教育実践研究第34号,p.160
- ・ 橋本祐子・西本望編 (2019) 『子ども家庭支援論』光生館
- ・ 原子純 (2016) 「次世代へつながる子どもの遊びー子どもの人間形成と環境ー」,尚美学園大学総合政策研究紀要第27号

- ・久松信夫（2013）『認知症高齢者ソーシャルワーカー—ソーシャルワーカーの困難性と対処行為—』相川書房,
- ・平野華織・水野友有・別府悦子・西垣吉之（2012）「幼稚園・保育所における『気になる』子どもとその保護者への対応の実態—クラス担当を対象とした調査をもとに—（第2報）」, 中部学院大学・中部学院短期大学部 研究紀要第13号, p. 145-153
- ・松永貴志子（2019）「高齢者施設での『看取り看護』における課題 —介護福祉士へのインタビュー調査をもとに—」桃山学院大学社会学論集, 第52巻, 第2号
- ・八重樫牧子（2012）『児童館の子育ち・子育て支援—児童館施策の動向と実践評価—』相川書房
- ・山本佳代子（2015）「保育ソーシャルワーク研究の動向と課題」日本保育ソーシャルワーク学会編 『保育ソーシャルワークの世界』晃洋書房, p. 3
- ・山縣文治編（2014）『よくわかる子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房
- ・吉澤英子（2007）「児童厚生員の資質と役割」『児童館 理論と実践』財団法人児童健全育成推進財団, p. 114-117
- ・鄭熙聖（2018）「独居高齢者のセルフ・ネグレクトに影響する要因とそのプロセス—当事者の語りに着目して—」一般社団法人 日本社会福祉学会 社会福祉学 59(1), p. 56-69

謝辞

新型コロナという目に見えない敵への対応にご多忙のなか、本研究をご理解していただき、インタビュー調査のご協力と貴重なご意見を示してくださったY市・Z市の児童館の職員の方々に心から感謝申し上げます。

また、インタビュー調査を行うにあたって貴重なお時間を割いて頂き、事前の準備にご協力していただいた大阪府内にある児童館の職員の方々に心から感謝申し上げます。

大学院に入学し、定年退職なされる前の貴重な一年という限られた期間のなかで、いつも丁寧に指導していただいたのは、関西福祉科学大学大学院名誉教授の斉藤千鶴先生でした。研究計画書や倫理審査に提出する書類の添削をとおして、文章の書き方、先行研究の調べ方など研究の基礎について優しくご指導・ご鞭撻を受け賜りました。退官されてからも大学のエレベーターでお会いした際に、温かいお言葉をかけてくださり、心が安らいだことを覚えております。本当に心から感謝申し上げます。

また、大学院の二年生になり、私を引き受けて温かく本研究を指導して下さったのは、関西福祉科学大学大学院教授の畠中宗一先生でした。研究目的の抽象度が高く研究の方向性が揺らいでいた際にも、お時間を割いて頂き、研究室にて丁寧に指導・ご鞭撻を賜りました。畠中先生からご教授頂いたことは、研究に取り組む姿勢や考え方、問いの立て方、人としての生き方、成長し続ける大切さなど尽きません。ゼミの時にお聞きするお話はどれもが圧倒されるスケールの大きいものでした。そんな偉大な先生のもとで研究に取り組めたことは私にとって一生の財産です。深く感謝申し上げます。

そして、関西福祉科学大学准教授の小口将典先生には、学部時代のゼミの時から本当に多くのことを学ばせて頂きました。小口先生と出会った頃、福祉に対しての興味が薄れ、一般企業への就職を希望していた私にゼミを通して福祉の面白さ・やりがい・福祉専門職のカッコよさを教えて頂いたのは先生でした。先生と出会えていなかったら社会福祉士の国家資格を取れていなかったと思いますし、今の自分はありません。また、大学院の研究のテーマである「児童館」を知るきっかけとなったのも、先生のおかげです。児童館実践を知るために児童館のアルバイトを紹介して頂くなど本当にお世話になりました。研究のこと以外にも食事のお誘いや他分野の方との交流など本当に貴重な経験をさせて頂きました。また、本研究を進めるにあたり、手取り足取り本当に温かく優しく、ときに厳しくご指導して頂きました。先生は私を人としてそして、研究者として成長させてくれました。そんな小口先生は私にとって恩師です。大学3回生から大変お世話になりました。深く深く感謝申し上げます。

さらに、関西福祉科学大学の講師である種村理太郎先生にも大変お世話になりました。種村先生の研究分野とは異なるにも関わらず、気にかけてくださり本研究の文章構成や論述の仕方について丁寧に、そして厳しくご指導してくだ

さいました。種村先生の歴史や福祉に対する知識量と学ぶことへの姿勢、発想力には、驚かされてばかりでした。本当にありがとうございました。

本研究の調査を進めるにあたって、関西女子短期大学の講師である飯島仁美先生に出会えていなかったら、インタビュー調査に行くことができませんでした。同じ研究分野であることから、コロナ禍の大変な時期にも関わらず児童館の現場と私をつないで頂きました。また、明るく丁寧に児童館の現状について教えて頂きました。本当にお世話になりました。心より感謝申し上げます。

また、大学院の先輩である水村さん、上山さんには、数多くの助言を頂戴いたしました。先輩たちと斉藤先生の研究室で、共に学ぶことができて本当に良かったです。大変お世話になりました。

加えて、私が二年間研究に対するモチベーションを維持し続けられたのは、同期の四人がいたからです。院生室で研究の進み具合や情報交換ができたからこそ、自分も怠れることなくこの二年間研究に向き合い続けることができました。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、就職が決まっていたのにもかかわらず、大学院の進学を理解し、私の意思を最大限尊重してくれた両親に感謝申し上げます。学べる幸せを心から感じることができました。本当にありがとう。

謝意は尽きませんが、こんなにも環境が整ったなかで研究を進めることができ私はとても幸せ者だったと痛感しております。これまで研究を支えてくださった方々に深く感謝の意を捧げたいと思います。